

一 信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）

改正案	現行
<p>第二条 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ区分ニ依リ其ノ営 ム信託業務ノ種類ヲ記載スヘシ</p> <p>甲 (略)</p> <p>乙 金銭信託以外ノ信託ニ付テハ信託引受ノ際受入ルル財産ノ種類 ニ依ル区分 一、七 (略)</p> <p>八 特定持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五 号）第六条ニ規定スル特定持分ヲ謂フ）ノ信託</p> <p>九 其ノ他ノ信託 (略)</p>	<p>第二条 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ区分ニ依リ其ノ営 ム信託業務ノ種類ヲ記載スヘシ</p> <p>甲 (略)</p> <p>乙 金銭信託以外ノ信託ニ付テハ信託引受ノ際受入ルル財産ノ種類 ニ依ル区分 一、七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

二 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第十条の三）</p> <p>第二章～第七章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第十条）</p> <p>第二章～第七章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書（指定法人の作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の二及び第一条の三を除き、第一章から第六章までの</p>

、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号から第六号まで、第七号の三、第七号の四若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。

(削る)

定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第七号に掲げる外国証券投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号から第六号まで第七号の三若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。

(信託財産に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法)

第一条の三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が提出する信託財産（同法第十四条に規定する信託財産をいう。）に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省

(特定事業を営む会社に対するこの規則の適用)

第二条 別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む株式会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則(以下「準則」という。)がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第一百十条から第一百八条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。)(又は投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。)(の適用を受ける信託財産(以下「特定信託財産」という。))について作成す

令第三十号)に定めるところによるものとする。

(特定事業を営む会社に対する規則の適用)

第二条 別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む株式会社及び指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合、又は当該事業の所管官庁が、この規則に準じて制定した財務諸表準則(以下「準則」という。)がある場合には、当該事業を営む株式会社及び指定法人が法の規定により提出する財務諸表については、第六条、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第一百十条から第一百八条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

(新設)

べき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第一百十条から第一百八条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

第三条 第二条の規定が適用される事業の二以上を兼ねて営む株式会社^が法の規定により提出する財務諸表については、それらの事業のうち当該会社の営業の主要な部分を占める事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものとする。ただし、その主要事業以外の事業に関する事項又は当該会社が当該法令又は準則の定めによることが適当でないと認めて金融庁長官の承認を受けた事項については、主要事業以外の事業に関する法令又は準則の定めによることができる。

第四条の二 別記十九に掲げる特定金融業（特定金融会社等の会計の整理に関する総理府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号）[（]第二条第二項に規定する特定金融業をいう。以下同じ。[）]を営む株式会社又は指定法人が特定金融業以外の他の事業を兼ねて営む場合には、前二条の規定にかかわらず、特定金融業に関する事項については、同令の定めによるものとする。

第三条 前条の規定が適用される事業の二以上を兼ねて営む株式会社^が法の規定により提出する財務諸表については、それらの事業のうち、当該会社の営業の主要な部分を占める事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものとする。ただし、その主要事業以外の事業に関する事項、又は当該会社が当該法令又は準則の定めによることが適当でないと認めて金融庁長官の承認を受けた事項については、主要事業以外の事業に関する法令又は準則の定めによることができる。

第四条の二 別記十九に掲げる特定金融業（特定金融会社等の会計の整理に関する総理府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号）[（]第二条第二項に規定する特定金融業をいう。以下同じ。[）]を営む株式会社及び指定法人が特定金融業以外の他の事業を兼ねて営む場合には、第三条及び前条の規定にかかわらず、特定金融業に関する事項については、同令の定めによるものとする。

(定義)

第八条 (略)

2～6 (略)

7 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下この条並びに第一百九条第八号及び第八号の二において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(第一百九条第八号において「特定目的会社」という。)及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(資産流動化法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8～15 (略)

16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～七 (略)

八 前二号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

(定義)

第八条 (略)

2～6 (略)

7 特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。)第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8～15 (略)

16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～七 (略)

八 又はトに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

第十条 第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人が、法の規定により提出する財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当該法令又は準則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならぬ。ただし、金融庁長官が特定の事業に関して、注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

第十条の二 特定信託財産について作成すべき財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならぬ。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百十九条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に

第十条 第二条の規定が適用される事業を営む株式会社及び指定法人が、法の規定により提出する財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、当該法令又は準則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならぬ。ただし、金融庁長官が特定の事業に関して、注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

(資産流動化業を営む指定法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法)

第十条の二 別記十六に掲げる資産流動化業を営む指定法人が法の規定により提出する財務諸表の記載事項のうち、第九十五条の四及び第九十五条の五に規定する税引前当期純利益金額又は当期純損失金額及び当期純利益金額と同一の内容の事項並びに第九十八条に規定する引当金繰入額に関する事項については、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(平成十年総理府令・大蔵省令第十号。以下「特定目的会社計算規則」という。)の定めにかかわらず、この規則に定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百十九条 別記事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号

掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）、造船業財務諸表準則（昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号）、証券会社に関する総理府令、鉄道事業会社規則、一般旅客自動車運送事業会計規則、自動車道事業会計規則又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二（四）（略）

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同規則に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、指定法人が同条第一項第五号に掲げる附属明細表を作成する場合には、同条第二項に定める様式に準じて作成するものとし、様式第十二号中「利益準備金」とあるのは「損失てん補準備金」と、「利益処分」とあるのは「剰余金処分」と読み替えるものとする。

六・七（略）

に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社及び指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）、造船業財務諸表準則（昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号）、証券会社に関する総理府令、鉄道事業会社規則、一般旅客自動車運送事業会計規則、自動車道事業会計規則又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二（四）（略）

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社及び指定法人については、同規則に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、指定法人が同条第一項第五号に掲げる附属明細表を作成する場合には、同条第二項に定める様式に準じて作成するものとし、様式第十二号中「利益準備金」とあるのは「損失てん補準備金」と、「利益処分」とあるのは「剰余金処分」と読み替えるものとする。

六・七（略）

八 特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（平成十年総理府令・大蔵省令第十号）の適用を受ける特定目的会社については、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、前条第一項第五号に規定する附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

九 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十四号）の適用を受ける投資法人については、同令に定める様式による有価証券明細表、特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。）の明細表、投資法人債明細表、借入金明細表並びに出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表を作

八 特定目的会社計算規則の適用を受ける特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）については、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、前条第一項第二号に掲げる附属明細表を前条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、前条第一項第五号に規定する附属明細表を前条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則の適用を受ける証券投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表を作成するものとする。

成するものとする。

十 特定金融会社等の会計の整理に関する命令の適用を受ける株式会社又は指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、前各号に掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、当該各号に規定するところにより作成するものとする。

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

一 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、第一百八条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、同条第一項第五号に規定する附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「資本金」とあるのは「受益権」と、「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

十 特定金融会社等の会計の整理に関する命令の適用を受ける株式会社及び指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、第一号から前号までに掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、第一号から前号までに規定するところにより作成するものとする。

(附属明細表の作成の省略)

第二百二十条 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第一百八条第一項第一号の附属明細表の作成を省略することができる。

二 投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

(附属明細表の作成の省略)

第二百一十一条 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第一百八条第一項第一号の附属明細表の作成を省略することができる。

第二百二十五条 第二百一十一条及び第二百二十三条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

別記 一〇十六 (略)

十七 投資信託委託業

十八 投資業(投資法人の行う業務に限る。)

十九 (略)

第二百一十一条 削除

第二百二十五条 第二十條及び第二百二十三条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

別記 一〇十六 (略)

十七 証券投資信託委託業

十八 証券投資業

十九 (略)

三 証券会社の行為規制等に関する総理府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>（その他業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十四条第二項第二号の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に基づく信託財産の運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為</p> <p>（弊害防止措置）</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券会社がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているものを除く。）の引受け（法第二条第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。）に係る主</p>	<p>（その他業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為</p> <p>（弊害防止措置）</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券会社がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているものを除く。）の引受け（法第二条第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。）に係る主</p>

幹事会社（元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券を除く。）の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社を受領するものより少ない会社をいう。以下この条において同じ。）となること。

三〇十（略）

幹事会社（元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券を除く。）の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社を受領するものより少ない会社をいう。以下この条において同じ。）となること。

三〇十（略）

四 公認会計士等に係る利害関係に関する総理府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）

改正案	現行
<p>（特別の事情を有する債権）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第三項の投資信託</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（特別の事情を有する債権）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項の証券投資信託</p> <p>十一・十二（略）</p>

五 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中間貸借対照表</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 雑則（第三十七条・第三十八条の三）</p> <p>第三章 中間損益計算書</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 雑則（第五十四条・第五十七条の二）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この規則の適用）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の五第五項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中間貸借対照表</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 雑則（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第三章 中間損益計算書</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 雑則（第五十四条・第五十七条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規則の適用）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第五項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条におい</p>

において準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類(以下「財務書類」という。)のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第四章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

(特定信託財産の資産及び負債の記載)

第三十八条の三 特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十二号。以下この条及び第五十七条の二において「特定目的信託財産計算規則」という。)又は投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十三号。以下この条及び第五十七条の二において「投資信託財産計算規則」という。)の適用を受ける信託財産(同条において特定信託財産という。)(の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

て準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類(以下「財務書類」という。)のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(以下「中間財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、第一章から第四章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

(新設)

(特定信託財産の収益及び費用の記載)

第五十七条の二 特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合には、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適当でないとき、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前条第二項の規定は、特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合に準用する。

(新設)

改正案	現行
<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第十二條の二 法第十條第二項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七條の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質</p>	<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第十二條の二 法第十條第二項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七條の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるもの</p>

を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証券を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2
4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

の性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証券を除く。)

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2
4 (略)

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が

第十三条の六 銀行は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が

委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（銀行の子会社の範囲等）
第十七条の三（略）

委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（銀行の子会社の範囲等）
第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十二（略）

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（外国においてはこれらと同種類のもの。同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四〇三十六（略）

3〇七（略）

（特定取引）

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券（以下この号、第十七条の十三及び第十七条の十四において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十二（略）

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業（外国においてはこれと同種類のもの）

十四〇三十六（略）

3〇七（略）

（特定取引）

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券（以下この号、第十七条の十三及び第十七条の十四において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十七条の十三及び第十七条の十四に

る。第十七条の十三及び第十七条の十四において同じ。
四〇十五（略）

において同じ。
四〇十五（略）

改正案	現行
<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定す</p>	<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に</p>

る投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（外国においてはこれらと同種類のもの。同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四～三十六（略）

3～7（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3（略）

規定する証券投資信託委託業（外国においてはこれと同種類のもの）

十四～三十六（略）

3～7（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3（略）

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指

図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(特定取引)

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する総理府令で

図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(特定取引)

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する総理府令で

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券（以下この号、第十六条の七及び第十六条の八において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十六条の七及び第十六条の八において同じ。）

三 十五 (略)

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券（以下この号、第十六条の七及び第十六条の八において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十六条の七及び第十六条の八において同じ。）

三 十五 (略)

八 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫等が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲</p>	<p>（金庫等が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同</p>

げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5・6（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第十条の五（略）

2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〜十二（略）

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含み、同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理

項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

5・6（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第十条の五（略）

2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〜十二（略）

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業（信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含む。）

を行うものに限る。)を含む。))

十四～三十六 (略)

3～7 (略)

(特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の

四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証

券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する

有価証券(以下この号、第十条の十八及び第十条の十九において

「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際

して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する

者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。

第十条の十八及び第十条の十九において同じ。)

四～十五 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の五 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

十四～三十六 (略)

3～7 (略)

(特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び

第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令(昭和四十年政令第

三百二十一号)第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証

券(以下この号、第十条の十八及び第十条の十九において「資産

対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当

該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がな

い場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十

条の十八及び第十条の十九において同じ。)

四～十五 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の五 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の六 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有

一 (略)

二 証券取引法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2 (略)

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の六 金庫は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有

価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により法人等が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制

価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により法人等が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社

限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（業務の種類）</p> <p>第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければなら ない。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 特定持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号） 第六条に規定する特定持分をいう。）の信託</p> <p>十一 その他の信託</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（業務の種類）</p> <p>第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければなら ない。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

十 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）

改正案	現行
<p>（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第六十九条の総理府令で定める者は次に掲げるものとする。</p> <p>一）十二（略）</p> <p>十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者</p> <p>十四 投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条に規定する外国投資法人</p> <p>十五（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第六十九条の総理府令で定める者は次に掲げるものとする。</p> <p>一）十二（略）</p> <p>十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者</p> <p>十四 証券投資法人及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第二十項に規定する外国証券投資法人</p> <p>十五（略）</p> <p>6（略）</p>

改正案	現行
<p>（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三（略）</p>	<p>（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、証券投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、証券投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三（略）</p>

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査、証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第五十条第二項（同法第五十条の四（同法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p> <p>十一〇十三（略）</p> <p>十四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査、証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第五十六条第二項</p> <p>十一〇十三（略）</p> <p>十四 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年</p>

九十八号)第三十九条第二項(同法第五十五条第二項及び第二百
十三条第六項において準用する場合を含む。)
十五)二十 (略)

2・3 (略)

法律第九十八号)第三十九条第二項(同法第五十五条第三項及
び第二百十三条第六項において準用する場合を含む。)
十五)二十 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>6～8（略）</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該信用協同組合等の子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p>	<p>（信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p>

一〇十二（略）

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四〇三十六（略）

三〇七（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第二十条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条第四項第六号（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する証券又は証書を除く。）

一〇十二（略）

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条に規定する証券投資信託委託業

十四〇三十六（略）

三〇七（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条第四項第六号（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する証券又は証書を除く。）

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3 （略）

（投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第五条の九 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（信用協同組合等の特定関係者）

第六条の七 （略）

2 （略）

3 前二項各号に規定する議決権には、信用協同組合等又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3 （略）

（証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第五条の九 信用協同組合等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（信用協同組合等の特定関係者）

第六条の七 （略）

2 （略）

3 前二項各号に規定する議決権には、信用協同組合等又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法

律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第三条の

律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第三条の二第一項第一号に規定する信用協同組合等の子法

二第一項第一号に規定する信用協同組合等の子法人等に該当しない
ものと推定する。

人等に該当しないものと推定する。

改正案	現行
<p>（有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為）</p> <p>第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者（当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この条及び第八条において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するた めに行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する総理府令で定める者（以下</p>	<p>（有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為）</p> <p>第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する総理府令で定めるものは、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利について、当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘とする。</p> <p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する総理府令で定める者（以下</p>

この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者

三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人

三の三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条二十九項に規定する外国投資法人

四〇十六（略）

2〇4（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第一条の五に規定する総理府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる

この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二（略）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者

三の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人

三の三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国証券投資法人

四〇十六（略）

2〇4（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第一条の五に規定する総理府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 社債券（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券を含む。

投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）及び新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。））次に掲げるすべての要件

イ・ロ（略）

二（略）

三 外国投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

2 令第一条の五に規定する総理府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一（略）

二 投資信託の受益証券又は特定目的信託の受益証券

イ〜ハ（略）

3 令第一条の五第一号に規定する総理府令で定める有価証券は、法

以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下この号において「普通社債券等」という。））次に掲げるすべての要件

イ・ロ（略）

二（略）

三 外国証券投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

2 令第一条の五に規定する総理府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一（略）

二 証券投資信託の受益証券

イ〜ハ（略）

3 令第一条の五第一号に規定する総理府令で定める有価証券は、法

第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資証券に類する証券を除く。）、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六に規定する総理府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券のうち、次号から第三号の二までに掲げる有価証券以外のもので償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

二 転換社債券 次に掲げる事項

イ・ロ（略）

二の二 資産流動化法に規定する転換特定社債券 次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項

ロ 転換により発行される優先出資（資産流動化法に規定する優先出資をいう。以下この号及び第三号の二において同じ。）

口の発行価額並びに優先出資に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（第三号の二において「優先出資に係る利益の配当等」という。）

第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（法第二条第一項第七号の二に掲げる外国投資証券を除く。）、同号に規定する新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六に規定する総理府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券のうち、次号及び第三号に掲げる有価証券以外のもので償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

二 転換社債券

イ・ロ（略）

（新設）

()の内容

三 新株引受権付社債券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三の二 資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券

次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発

行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

四 (略)

四の二 法第二条第一項第五条の二に掲げる有価証券(優先出資引

受権を表示する証書を除く。) 優先出資(協同組織金融機関の

優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優

先出資をいう。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当

、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同

組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第五項に規定する普

通出資の増加によって得た資金をもつて行う優先出資の消却の方

法

四の三 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券(新優先出資

引受権を表示する証書を除く。) 当該有価証券に係る利益又は

利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券

の消却の方法の内容

五 投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに法第二条第二項の

規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利 次に掲げ

三 新株引受権付社債券

イ・ロ (略)

(新設)

三 新株引受権付社債券

イ・ロ (略)

(新設)

四 (略)

四 (略)

四の二 法第二条第一項第五条の二に掲げる有価証券(優先出資引

受権を表示する証書を除く。) 優先出資(次号に規定する優先

出資を除く。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当、

残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組

織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)

第二条第五項に規定する普通出資の増加によって得た資金をもつ

て行う優先出資の消却の方法

四の三 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券 特定目的会

社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号

) 第二条第三項に規定する優先出資に係る利益の配当及び残余財

産の分配

五 証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券並びに法第二条

第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

る事項

イ、ハ (略)

六 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口に係る金銭の分配の内容

六の二 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

イ 特定目的信託に係る契約期間

ロ 特定信託財産(特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令(平成五年大蔵省令第二十二号。第九条において「特定有価証券開示府令」という。))第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。第九条において同じ。)

ハ 受益権に係る金銭の分配の内容

七、九 (略)

九の二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第六号の二に定める事項

十・十一 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する総理府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一・二 (略)

イ、ハ (略)

六 投資証券及び外国投資証券 投資口に係る金銭の分配の内容

(新設)

七、九 (略)

(新設)

十・十一 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する総理府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一・二 (略)

三 投資信託の受益証券 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

四 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ〜ハ (略)

四の二 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの

第三号に定める要件に該当する場合

五〜七 (略)

(権利の発行)

第八条 法第二条第五項に規定する総理府令で定める有価証券は、特定目的信託の受益証券、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同項第十号の三に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする総理府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者及び受託者

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者

三 証券投資信託の受益証券 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

四 外国証券投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ〜ハ (略)

(新設)

五〜七 (略)

(権利の発行)

第八条 法第二条第五項に規定する総理府令で定める有価証券は、同条第一項第十号の三に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする総理府令で定める者は、前項に規定する有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者とする。

3・4 (略)

(目論見書の定義に係る事項)

第九条 法第二条第十項に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条の四各号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る信託財産(当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で、信託財産に相当するものを含む。)、特定有価証券開示府令第一条第九号の二に規定する管理資産又は特定信託財産に関する事項

二 (略)

3・4 (略)

(目論見書の定義に係る事項)

第九条 法第二条第十項に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条の四各号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る信託財産(当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で、信託財産に相当するものを含む。)又は特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第一条第九号の二に規定する管理資産に関する事項

二 (略)

改正案	現行
<p>証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三条の四第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第九項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいづれも満たすもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げる要件をいづれも満たすもの又は同項第三号の二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。</p> <p>（二の二）法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第七号の四に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。</p>	<p>証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三条の四第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第七項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいづれも満たすもの。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げる要件をいづれも満たすもの又は同項第三号の二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。</p> <p>（新設）</p> <p>三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。</p> <p>二の三・三 (略)</p> <p>四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第九項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。）第一号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる証券投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券をいう。</p> <p>二の三・三 (略)</p> <p>四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第七項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。）第一号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>ロ (略)</p>

四の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 特定有価証券府令第二号の二に掲げる有価証券をいう。

五・五の二 (略)

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ及び第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものを除く。)をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号、第四号ロ及び第四号の二ロに掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限り。)をいう。

八 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために主として有価証券、不動産その他の特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用する財産をいう。

九・九の二 (略)

九の三 特定信託財産 資産信託流動化受益証券に係る信託契約の受託者が当該資産信託流動化受益証券に係る金銭の分配のために管理、運用又は処分する財産をいう。

十・二十三 (略)

(新設)

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ及び第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券(内国法人が発行者であるものに限り。)をいう。

五・五の二 (略)

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号及び第四号ロに掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限り。)をいう。

八 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために有価証券に対する投資として運用する財産をいう。

九・九の二 (略)

(新設)

十・二十三 (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一 四 (略)

四の二 内国資産信託流動化受益証券 第二号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第二号の五様式

五・六 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二・三 (略)

3 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が一億円以上である投資信託証券及び資産信託流動化受益証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

五・六 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款又は約款

二・三 (略)

3 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が一億円以上である投資信託証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする

する特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

四の二 国内資産信託流動化受益証券 第五号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第五号の五様式

五・六（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する総

する特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

（新設）

五・六（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する総

理府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ ト （略）

チ 投資法人債管理会社若しくは投資法人債の管理会社、社債管理会社若しくは社債の管理会社、特定社債管理会社若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この号及び第二十五条第四項第二号八において「投資法人債管理会社等」という。）の名称及びその住所

リ 投資法人債管理会社等の委託の条件

一の二 （略）

一の三 資産信託流動化受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ 発行価格

ロ 申込証拠金

ハ 申込取扱場所

二 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

理府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ ト （略）

チ 社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

リ 社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

一の二 （略）

（新設）

ホ 引受口数及び引受けの条件

二・三（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及び八からへまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類（第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。）については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

- 一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場

合
イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

ロ（略）

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

二〇へ（略）

二・三（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及び八からへまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類（第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。）については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

- 一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場

合
イ 定款又は約款

ロ（略）

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産若しくは管理資産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

二〇へ（略）

二 (略)

2 (略)

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部、第五号の四様式第四部、第五号の五様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

第十六条 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる事項以外の事項及び第十一条に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一 (略)

二 ファンド、信託財産、管理資産又は特定信託財産の状況に関する事項

二 (略)

2 (略)

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

第十六条 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる事項以外の事項及び第十一条に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一 (略)

二 ファンド、信託財産又は管理資産の状況に関する事項

る事項

三・四 (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

四の二 国内資産信託流動化受益証券 第八号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第八号の五様式

五・六 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する総理府令で定める有価証券は、資産信託流動化受益証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及

三・四 (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(新設)

び第三項に規定する総理府令で定める者は、原委託者とする。

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 四 (略)

4 六 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 内国特定有価証券

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は約款

二 四 (略)

4 六 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款又は約款

二 六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 内国特定有価証券

イ (略)

ロ 国内投資証券（法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

ハ 国内投資証券（ロに掲げるものを除く。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理会社等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ニ (略)

ホ 国内資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第七十五条に規定する権利者名簿に記載されている者の数

ヘ (略)

5
5
7 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種

イ (略)

ロ 国内投資証券 基準特定期間の末日において証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

(新設)

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

5
5
7 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種

類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ（略）

一の二・二（略）

三 国内資産流動化証券の発行者

イ 定款

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類（資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法に規定する定時社員総会を含む。）の承認を受けたもの（外
国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四（略）

四の二 国内資産信託流動化受益証券

イ 信託契約書（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した

類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ 定款又は約款（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ（略）

一の二・二（略）

三 国内資産流動化証券の発行者

イ 定款

ロ 第一号ロに掲げる書類

四（略）

（新設）

直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四の三 外国資産信託流動化受益証券

イ 約款又は信託契約書（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 第一号の二口から二までに掲げる書類

五 （略）

2 （略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四 （略）

四の二 内国資産信託流動化受益証券 第十一号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第十一号の五様式

（新設）

五 （略）

2 （略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四 （略）

（新設）

（新設）

五・六 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなればならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が

五・六 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなればならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針又は当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が

提出された場合を含む。)において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合 当該特定有価証券に係る信託財産又は特定信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合は、当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に限る。)の本店(提出者が外国法人である場合には、第九条の規定による代理人の住所。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる

書類は、前項に規定する財務局のほか、原委託者管轄財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者(個人を除く。)は、同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によりこ

提出された場合を含む。)において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合 当該特定有価証券に係る信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者の本店(提出者が外国法人である場合には、第九条の規定による代理人)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

(新設)

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者は、同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によりこれらの書類の写し

これらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本
店及び主要な支店又は主要な事務所の営業時間中行わなければなら
ない。

2
(略)

を公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主要な支店
の営業時間中しななければならない。

2
(略)

改正案	現行
<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図</p>	<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図</p>

を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法の規定に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第二条第

を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法の規定に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券

十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(特定社債に準ずる有価証券)

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券(同項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(証券業務に付随する業務)

第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(特定社債に準ずる有価証券)

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券(同項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

(証券業務に付随する業務)

第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において、「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において、「投資証券」という。）の保護預り

二 五（略）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証券を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

（投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

一 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において、「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において、「投資証券」という。）の保護預り

二 五（略）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

（証券投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第五十三条の三 保険会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第
二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該保険会社の営業所
又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合
には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託業者
が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するととも
に、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置
を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次
に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定
する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運
用業(外国においてはこれらと同種類のもの。同法第三十四条の
十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者
がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資
法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。)を含む。

二十七 四十二 (略)

三 七 (略)

第五十三条の三 保険会社は、証券投資信託及び証券投資法人に関す
る法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該保険会
社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取
り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と証券投
資信託委託業者が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に
区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない
等の適切な措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次
に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項
に規定する証券投資信託委託業(外国においてはこれと同種類の
もの)

二十七 四十二 (略)

三 七 (略)

(特定取引)

第六十一条の二 法第百十二条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の

四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第六十一条の七及び第六十一条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。)

四〇十五 (略)

(特定取引)

第六十一条の二 法第百十二条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び

第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第六十一条の七及び第六十一条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。)

四〇十五 (略)

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第九十三条第三項の監査報告書及び同条第六項の監査報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「特定目的会社」、「優先出資」、「特定持分」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条、第六条又は第二十六条に規定する特定目的会社、優先出資、特定持分、特定社員又は優先出資社員をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第九十三条第三項の監査報告書及び同条第六項の監査報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「特定目的会社」、「優先出資」、「特定持分」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定目的会社、優先出資、特定持分、特定社員又は優先出資社員をいう。</p>

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第四項に規定する公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第三項に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定社員」、「優先出資社員」又は「特定譲渡人」とは、それぞれ法第二条、第六条、第二十六条又は第五十条の三に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定社員、優先出資社員又は特定譲渡人をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第四項に規定する公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第三項に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「特定目的会社」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定約束手形」、「特定資産の流動化」、「資産流動化計画」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条、第四条第一項第四号又は第二十六条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資、特定出資、特定社債、特定約束手形、特定資産の流動化、資産流動化計画、特定社員又は優先出資社員をいう。</p>

2 (略)

(会計方針の注記等)

第四条 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に關する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2・3 (略)

(特定資産の部)

第十条 (略)

2 特定資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならない。

3 前項の各部は、有価証券、買入指名金銭債権、建物、特許権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 (略)

(会計方針の注記等)

第四条 資産の評価の方法、固定資産(特定資産の部に記載されるものを含む。)の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に關する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2・3 (略)

(特定資産の部)

第十条 (略)

2 特定資産の部は、建物、買入指名金銭債権、信託の受益権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 特定資産の部に記載すべき金銭債権であつて、次に掲げるものは、特別の科目を設けて記載しなければならない。

- 一 破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなるもの
- 二 履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるもの

4 法第三十八条第二項第九号又は第一百条第二項第十四号に規定する特定資産の価格につき調査した結果は、注記しなければならない。

(削る)

(その他の資産の部)

第十一条 (略)

2 (略)

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他の他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十二条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなのは、

(新設)

(特定資産の部に関する準用規定)

第十一条 第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は特定資産の部に記載すべき金銭債権について、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二條の規定は特定資産の部に記載すべき有形固定資産について、第二十四条及び第二十六條の規定は特定資産の部に記載すべき固定資産について、それぞれ準用する。

(その他の資産の部)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十三条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権(特定資産の部に記載すべきものを除く。以下同じ。)は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後

投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十三条 (略)

(支配社員に対する金銭債権)

第十四条 (略)

(取立不能の見込額)

第十五条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 (略)

3 その他の資産の部に記載すべき資産については、取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

4 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格がないものに準用する。

(短期保有の株式等)

第十六条 市場価格のある株式及び社債(国債、地方債その他の債券

一年以内に弁済を受けられないことが明らかなのは、投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十四条 (略)

(支配社員に対する金銭債権)

第十五条 (略)

(取立不能の見込額)

第十六条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 (略)

3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(新設)

(短期保有の有価証券)

第十七条 取引所の相場のある有価証券(法第百五十三条第一号に規

を含む。以下同じ。)のうち、特定資産の部に属し資産流動化計画に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる。

2 市場価格のある株式及び社債のうち、その他の資産の部に属し時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。

3 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債(前二項に規定する社債を除く。)は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資等の部に記載することができる。

(自己の特定持分又は自己の優先出資)

第十七条 (略)

(前払費用)

第十八条 (略)

(繰延税金資産)

第十九条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り

定するものに限る。以下同じ。)で決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる。

(新設)

(新設)

(自己の特定持分又は自己の優先出資)

第十八条 (略)

(前払費用)

第十九条 (略)

(新設)

崩されると認められるものについても、同様とする。

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債に準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 その他の資産の部に記載すべき資産については、減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(長期前払費用)

第二十七条 第十八条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第二十七条の二 第十九条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期金銭債権)

第二十八条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定は、取引所の相場のある有価証券に準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(長期前払費用)

第二十七条 第十九条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(新設)

(長期金銭債権)

第二十八条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載

された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

2 第十四条及び第十五条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(長期保有の株式等)

第三十条 第十六条の規定により流動資産の部に記載された株式及び社債以外の株式及び社債は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分に準用する。

3 第十五条の規定は、第一項の規定により投資等の部に記載すべき社債のうち市場価格のないものに準用する。

(繰延資産)

第三十一条の二 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、開業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

第三十一条の三 次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、その支出後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(長期保有の有価証券)

第三十条 第十七条の規定により流動資産の部に記載された有価証券以外の有価証券は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、取引所の相場のない有価証券に準用する。

3 第十六条の規定は、前項の有価証券のうち国債、地方債、社債その他の債券に準用する。

(新設)

(新設)

- 一 新製品又は新技術の研究
- 二 資源の開発

第三十二条 前二条並びに法第七百七条において準用する商法第二百八十六条及び第二百八十六条ノ四から第二百八十七条までに規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 (略)

2 前項の各部分は、営業未払金、支払手形、特定約束手形、特定社債、特定目的借入れその他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 前項の特定社債は、内容の異なる数種類の特定社債を発行する場合には、その種類ごとに記載しなければならない。

(繰延税金負債)

第三十七条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(繰延資産)

第三十二条 法第七百七条において準用する商法第二百八十六条及び第二百八十六条ノ四から第二百八十七条までに規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 (略)

2 前項の各部分は、営業未払金、支払手形、特定約束手形、特定社債その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(新設)

(新設)

(長期金銭債務)

第三十八条 (略)

2 第三十七条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(長期繰延税金負債)

第三十八条の二 第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載さ

れた繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しな
ければならない。

(引当金の部等)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

(削る)

(削る)

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第四十二条の二 第十九条の規定により流動資産の部に記載すべき繰

延税金資産と第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載すべ
き繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰
延税金負債として記載しなければならない。第二十七条の二の規定

(長期金銭債務)

第三十八条 (略)

2 前条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(新設)

(引当金の部等)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又
は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の
部に記載しなければならない。

5 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又
は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。

(新設)

により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第三十八条の二の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合に ついても、同様とする。

(資本の部)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 資産につき時価を付すものとした場合(法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項(これらの規定を法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)には、その資産の評価差額金(当期利益又は当期損失として計上したものを除く。)は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

4 法第百一条の二の超過額がある場合には、当該超過額は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に減資剰余金の部を設けて記載しなければならない。

第四十四条 (略)

2 前項の優先資本金は、内容の異なる数種類の優先出資を發行する場合には、その種類ごとに記載しなければならない。

3 (略)

(資本の部)

第四十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第四十四条 (略)

(新設)

2 (略)

4 (略)

(新優先出資引受権付特定社債による新優先出資引受権)

第四十四条の二 新優先出資引受権付特定社債による新優先出資引受権は、注記しなければならない。

(自己の特定持分等に関する注記)

第四十五条 法第百一条第一項第二号に規定する金額及び同項第三号に規定する純資産額は、注記しなければならない。

(営業損益)

第四十八条 資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2 (略)

(当期損益)

第五十二条 第五十条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

3 (略)

(新設)

(自己の特定持分に関する注記)

第四十五条 法第百一条第一項第二号に規定する金額は、注記しなければならない。

(営業損益)

第四十八条 特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2 (略)

(当期損益)

第五十二条 第五十条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益から控除すべき法人税その他の税は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益の次に記載しなければならない。

二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に、前項各号の額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

(営業報告書)

第五十四条 営業報告書には、次の事項その他特定目的会社の状況に關する重要な事項を記載しなければならない。

一 定款及び資産流動化計画の概要(その営業年度において当該定款又は資産流動化計画が変更された場合にはその変更の内容を含む。)その他資産の流動化の基本的仕組み

二 営業所、特定出資及び優先出資の状況(特定出資については法第三十一条の二の規定による特定持分信託の設定の状況、優先出資については定款の定めによる優先出資社員の議決権の状況及び法第四十八条の規定による優先出資の消却の状況を含む。)、従業員の状態その他の特定目的会社の現況

三(十) (略)

十一 特定譲渡人との関係(法第四百四十四条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に關する事項、法第五十条の三第一項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券(特定約束手形を除く。))の募集等に關する事務の委託に關する事項その他特定目的会社との間の取引による債権債務關係に關する事項を含む。)

十二 (略)

3 税引前当期利益の額から前項の税の額を控除した額は、当期利益として記載しなければならない。

(営業報告書)

第五十四条 営業報告書には、次の事項その他特定目的会社の状況に關する重要な事項を記載しなければならない。

一 資産流動化計画の概要(その営業年度において当該資産流動化計画が変更された場合にはその変更の内容を含む。))その他特定資産の流動化の基本的仕組み

二 営業所、特定出資及び優先出資の状況、従業員の状態その他の特定目的会社の現況

三(十) (略)

(新設)

十一 (略)

2 前項第三号の特定資産の管理及び処分
の概況の記載は、特定資産の種類が二以上である場合にはその種類ごとに、特定資産の処分については貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに、資金の借入れについてはその用途ごとにしなければならない。

3 (略)

第五十六条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

三 十一 (略)

十二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細

十三 特定目的会社を取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分（これらに係る信託受益権を含む。）の明細（種類及び銘柄並びに発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合を含む。）

十四・十五 (略)

2 前項第一号の資本金のうち優先資本金及び同項第二号の特定社債の明細は、第三十四条第三項又は第四十四条第二項の区分に従って記載しなければならない。

3 第一項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はそ

2 前項第三号の特定資産の管理及び処分
の概況の記載は、特定資産の種類が二以上である場合にはその種類ごとにしなければならない。

3 (略)

第五十六条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 特定社債、特定約束手形、長期借入金及び短期借入金の増減

三 十一 (略)

十二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産（特定資産の部に記載されたものを含む。）でその所有権が売主に留保されているものの明細

(新設)

十三・十四 (略)

(新設)

2 前項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその

の種類ごとに記載しなければならない。

4 第一項第五号、第八号及び第十二号の明細は、特定資産の部に記載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債権とを区分して記載しなければならない。

5 (略)

6 第一項第十四号の他の特定目的会社の営業が特定目的会社の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

7 第一項第十五号の明細は、特定目的会社の監査報告書に関する規則（平成十年総理府令・大蔵省令第九号）第八号第一項第二号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない。

8 第一項第十五号の営業費用のうち、法第四百四十四条第一項又は第四項の規定による信託報酬又は特定資産の管理及び処分に係る業務の委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

（注記部分の省略）

第五十七条 法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十五条第二項（第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の取立不能の見込額、第二十一条第二項の減価償

種類ごとに記載しなければならない。

3 第一項第五号及び第八号の明細は、特定資産の部に記載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債権とを区分して記載しなければならない。

4 (略)

5 第一項第十三号の他の特定目的会社の営業が特定目的会社の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

6 第一項第十四号の明細は、特定目的会社の監査報告書に関する規則（平成十年総理府令・大蔵省令第九号）第八号第一項第二号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない。

（新設）

（注記部分の省略）

第五十七条 法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十六条第二項（第十一条、第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の取立不能の見込額、第二十一条第二

却累計額並びに第四十五条の金額及び純資産額の注記については、この限りでない。

(貸借対照表の要旨)

第五十八条 特定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、資産の部を特定資産及びその他の資産の各部に、特定資産の部及びその他の資産の部のそれぞれを更に流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に、固定資産の部を更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に、負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の各部に、資本の部を資本金及び剰余金又は欠損金並びに評価差額金の部を設けたときは評価差額金の各部に区分して、各部につきその合計額を記載し、剰余金又は欠損金の部に当期利益又は当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分し、又は細分して記載することを妨げない。

2 (略)

3 第一項の要旨には、第四十五条の金額及び純資産額の注記をも記載しなければならない。

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 会計監査人存置会社が法第九十五条第四項の規定により公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損

項(第十一条において準用する場合を含む。)の減価償却累計額及び第四十五条の金額の注記については、この限りでない。

(貸借対照表の要旨)

第五十八条 特定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、資産の部を特定資産及びその他の資産の各部に、その他の資産の部を更に流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に、固定資産の部を更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に、負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の各部に、資本の部を資本金及び剰余金又は欠損金の各部に区分して、各部につきその合計額を記載し、剰余金又は欠損金の部に当期利益又は当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分し、又は細分して記載することを妨げない。

2 (略)

3 第一項の要旨には、第四十五条の金額の注記をも記載しなければならない。

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 会計監査人存置会社が法第九十五条第四項の規定により公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損

失、税引前当期利益又は税引前当期損失、第五十二条第二項各号の額、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期未処分利益又は当期末処理損失を記載しなければならない。ただし、営業外収益若しくは営業外費用又は第五十一条の利益若しくは損失の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外損益又は特別損益として記載することができる。

2
(略)

失、税引前当期利益又は当期損失、第五十二条第二項の税、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期未処分利益又は当期末処理損失を記載しなければならない。ただし、営業外収益若しくは営業外費用又は第五十一条の利益若しくは損失の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外損益又は特別損益として記載することができる。

2
(略)

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第四項（法第一百七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の二の議決権の行使について参考となるべき事項及び法第五十九条第二項において読み替えて準用する商法特例法第二十一条の三第二項の優先出資社員が議決権を行使するための書面の様式は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条、第六条又は第二十六条に規定する特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員又は優先出資社員をいう。</p> <p>（特定目的会社提案の場合の記載事項）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第四項（法第一百七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の二の議決権の行使について参考となるべき事項及び法第五十九条第二項において読み替えて準用する商法特例法第二十一条の三第二項の優先出資社員が議決権を行使するための書面の様式は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「特定目的会社」、「優先出資」、「特定出資」、「資産流動化計画」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条、第四条第一項第四号又は第二十六条に規定する特定目的会社、優先出資、特定出資、資産流動化計画、特定社員又は優先出資社員をいう。</p> <p>（特定目的会社提案の場合の記載事項）</p>

第四条 (略)

2・3 (略)

4 取締役の解任又は会計監査人の選任、不再任若しくは解任に関する議案が監査役の請求により提出されたものであるときは、その旨をも記載しなければならない。

5・6 (略)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 会計監査人の選任、不再任又は解任に関する議案が監査役の請求により提出されたものであるときは、その旨をも記載しなければならない。

5・6 (略)

二十二 証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第二項に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいづれにも該当するものとする。</p> <p>一 その有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人に直接又は間接に所有者から譲渡される資産（以下「譲渡資産」という。）が存在すること。</p> <p>二（略）</p>	<p>証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいづれにも該当するものとする。</p> <p>一 その有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人に直接又は間接に所有者から譲渡される資産（以下「譲渡資産」という。）が存在し、当該譲渡資産が同項第一号イ、ロ又はハに掲げるものに該当するものであること。</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）</p> <p>第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（担保とする有価証券の貸付けの時における時価の範囲に限る。次号において同じ。）を超えないもの</p> <p>イ）ホ（略）</p> <p>へ 投資信託又は外国投資信託の受益証券</p> <p>ト 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券</p> <p>チ（略）</p> <p>二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次のイから八までに掲げるものであつて、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する</p>	<p>（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）</p> <p>第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（担保とする有価証券の貸付けの時における時価の範囲に限る。次号において同じ。）を超えないもの</p> <p>イ）ホ（略）</p> <p>へ 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</p> <p>ト 投資証券又は外国投資証券</p> <p>チ（略）</p> <p>二 顧客から保護預りをしている有価証券が証券投資信託の受益証券のうち次のイから八までに掲げるものであつて、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する</p>

額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とする公社債投資信託（投資信託

及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第六条第二号に規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ (略)

ハ 投資信託財産の貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）第五十九条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

（説明書の交付）

第二十八条 法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。

する額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該証券投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とする公社債投資信託（証券投資

信託及び証券投資法人に関する法律施行規則（平成十年
大蔵省
令第三十号）第四条第二号に規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ (略)

ハ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則第四十条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

（説明書の交付）

第二十八条 法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇八（略）

九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十八条第十八項に規定する投資信託委託業者

十 投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条に規定する投資法人及び同条第二十九項に規定する外国投資法人

十一（略）

2）3（略）

（取引報告書の記載事項等）

第三十条（略）

2 法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ（略）

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第

百五号）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）

、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条

一〇八（略）

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者

十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条に規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資法人

十一（略）

2）3（略）

（取引報告書の記載事項等）

第三十条（略）

2 法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ（略）

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）

、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の

買戻条件付売買（令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう

記載事項	記載要領
------	------

別表第四（第三十二条第二項第一号関係）

に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう。）

ハ）ホ（略）

（業務及び財産の状況に関する説明事項）

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (7)（略）

(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

(9) (11)（略）

三）五（略）

記載事項	記載要領
------	------

別表第四（第三十二条第二項第一号関係）

）。

ハ）ホ（略）

（業務及び財産の状況に関する説明事項）

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (7)（略）

(8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

(9) (11)（略）

三）五（略）

<p>(略)</p> <p>三 自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定(自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定)</p>	<p>(略)</p> <p>買付株券及び投資信託の受益証券に対する自己融資額並びに売付株券及び投資信託の受益証券に対する自己貸証券額のほか次により算出した信用取引差金勘定を記載する。 $\text{信用取引差金勘定} = \text{信用取引勘定差金残高} (\text{信用取引勘定借方合計額} - \text{信用取引勘定貸方合計額}) - \text{自己融資額} + \text{自己貸証券額}$</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>三 自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定(自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定)</p>	<p>(略)</p> <p>買付株券及び証券投資信託の受益証券に対する自己融資額並びに売付株券及び証券投資信託の受益証券に対する自己貸証券額のほか次により算出した信用取引差金勘定を記載する。 $\text{信用取引差金勘定} = \text{信用取引勘定差金残高} (\text{信用取引勘定借方合計額} - \text{信用取引勘定貸方合計額}) - \text{自己融資額} + \text{自己貸証券額}$</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正案	現行
<p>（説明書の交付）</p> <p>第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者</p> <p>十 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人及び同条第二十九項に規定する外国投資法人</p> <p>十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（取引報告書の記載事項等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの</p>	<p>（説明書の交付）</p> <p>第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第十条に規定する証券投資信託委託業者</p> <p>十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一项に規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資法人</p> <p>十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（取引報告書の記載事項等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの</p>

イ (略)

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（同項第三号に掲げる有価証券にあつては、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）及び令第十七条の二に規定するもの（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券のうち転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券に準ずるもの並びに同項第五号の三に掲げる有価証券に準ずるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。）に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

ハ ホ (略)

イ (略)

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券のうち法第二条第一項第五号の三及び第十号に掲げる有価証券並びに法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券のうち政令で定める有価証券（令第十七条の二第三項に掲げる有価証券のうち法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて令第十七条の二第二項第一号に掲げる有価証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券に係るものに限る。）に準ずるものとして証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年 総理府 令第十二号）大蔵省 第二條に規定するものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

ハ ホ (略)

改正案	現行
<p>（顧客分別金信託の要件）</p> <p>第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰属させることを妨げない。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、投資信託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額（当該額が、顧客分別金残額を超える場合は当該顧客分別金残額とする。）の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行おうとする場合</p> <p>八（略）</p> <p>十一～十四（略）</p>	<p>（顧客分別金信託の要件）</p> <p>第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰属させることを妨げない。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、証券投資信託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額（当該額が、顧客分別金残額を超える場合は当該顧客分別金残額とする。）の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行おうとする場合</p> <p>八（略）</p> <p>十一～十四（略）</p>

2 · 3
(略)

2 · 3
(略)

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項）</p> <p>第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 直近の三営業年度における業務の常用を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (7)</p> <p>(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高</p> <p>(9) (11) （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（証券関連業務のための施設の届出等）</p> <p>第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有する業務を営む者で総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項）</p> <p>第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 直近の三営業年度における業務の常用を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (7)</p> <p>(8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高</p> <p>(9) (11) （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（証券関連業務のための施設の届出等）</p> <p>第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有する業務を営む者で総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（</p>

法律第九十八号) 第二条第三項に規定する投資信託をいう。

の委託者と同種類の業務を営む者

二 (略)

2・3 (略)

昭和二十六年法律第九十八号) 第二条第一項に規定する証券投

資信託をいう。) の委託者と同種類の業務を営む者

二 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（貸付資金の受入方法）</p> <p>第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する総理府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる金銭の受入れ</p> <p>イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定目的会社（同法第二条第四項に規定する資産流動化計画において指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。）に対する貸付債権（貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。）の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特定目的会社が同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p> <p>ロ （略）</p>	<p>（貸付資金の受入方法）</p> <p>第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する総理府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる金銭の受入れ</p> <p>イ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定目的会社（同法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画において指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。）に対する貸付債権（貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。）の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特定目的会社が同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p> <p>ロ （略）</p>

改正案	現行
<p>（銀行法施行規則の一部改正）</p> <p>第二十一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条の二中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。</p> <p>（信用金庫法施行規則の一部改正）</p> <p>第二十三条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第四項中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。</p> <p>（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令の一部改正）</p> <p>第四十二条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同</p>	<p>（銀行法施行規則の一部改正）</p> <p>第二十一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条の二中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。</p> <p>（信用金庫法施行規則の一部改正）</p> <p>第二十三条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第四項中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。</p> <p>（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令の一部改正）</p> <p>第四十二条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同</p>

組合連合会の事業に関する総理府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引法施行令第十七条の第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の第二項及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令の一部改正）

第四十七条 特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

本則（第一条第四号イ及び第八条第一号を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第一条第四号イ中「証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令」に改める。

第八条第一号中「証券取引法第二条に規定する定義に関する総理府令」を「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」に改める。

第三十三条を削る。

第一号様式から第三号様式までの様式中「特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令」を「特定有価証券の内容等の開示に関する

組合連合会の事業に関する総理府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「総理府令で」を「内閣府令で」に、「証券取引法施行令第十七条の第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令の一部改正）

第四十七条 特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

本則（第一条第四号イ及び第八条第一号を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第一条第四号イ中「証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令」に改める。

第八条第一号中「証券取引法第二条に規定する定義に関する総理府令」を「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」に改める。

第三十三条を削る。

第一号様式から第三号様式までの様式中「特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令」を「特定有価証券の内容等の開示に関する

る内閣府令」に於ける。

第五十條及び第五十條の二條は中「企業内容等の開示に関する総
理府令」を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に、「財務諸表
等の監査証明に関する総理府令」を「財務諸表等の監査証明に関す
る内閣府令」に於ける。

第五十條から第五十條の三條は及びの條は中「企業内容等の開示
に関する総理府令」を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に於
ける。

第五十條の四條は及び第五十條の五條は中「企業内容等の開示に関す
る総理府令」を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に、「財務
諸表等の監査証明に関する総理府令」を「財務諸表等の監査証明に
関する内閣府令」に於ける。

第五十條から第八十條の二條は及び、第八十條の四條は、第八十條の
五條は及び第九十條は及びの條は中「企業内容等の開示に関する総
理府令」を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に於ける。

第十十條は中「財務諸表等の監査証明に関する総理府令」を「財
務諸表等の監査証明に関する内閣府令」に於ける。

第十一條の二條はから第十一條の四條は及びの條は中「企業内容
等の開示に関する総理府令」を「企業内容等の開示に関する内閣府
令」に於ける。

(証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価
証券を定める総理府令の一部改正)

る内閣府令」に於ける。

第五十條は中「企業内容等の開示に関する総理府令」を「企業内
容等の開示に関する内閣府令」に、「財務諸表等の監査証明に関す
る総理府令」を「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」に於け
る。

第五十條の二條は中「財務諸表等の監査証明に関する総理府令」を
「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」に於ける。

第五十條から第五十條の三條は及び、第五十條から第八十條の二
條は及び、第九十條は、第十一條の二條は及び第十一條の三條は中
「企業内容等の開示に関する総理府令」を「企業内容等の開示に関
する内閣府令」に於ける。

(証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定す
る有価証券を定める総理府令の一部改正)

第五十六条 証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年 総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。
大蔵省

題名を次のように改める。

証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令

第一条及び第二条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（金融機関の証券業務に関する総理府令の一部改正）

第五十九条 金融機関の証券業務に関する総理府令（平成十年 総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。
大蔵省

令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号口中「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。

第五十六条 証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年 総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。
大蔵省

題名を次のように改める。

証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令

第一条及び第二条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（金融機関の証券業務に関する総理府令の一部改正）

第五十九条 金融機関の証券業務に関する総理府令（平成十年 総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。
大蔵省

令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号口中「証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令」を「証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令」に改める。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第七十四条・第七十五条）</p> <p>附則</p> <p>（重要使用人の範囲）</p> <p>第五条 令第二条及び第二十三条に規定する内閣府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、特定目的会社の業務に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けた者とする。</p> <p>（業務開始届出書等のその他の記載事項）</p> <p>第六条 法第三条第二項第五号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（業務開始届出書等に添付すべき書類）</p> <p>第七条 法第三条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第七十四条 第七十六条）</p> <p>附則</p> <p>（重要使用人の範囲）</p> <p>第五条 令第二条及び第二十三条に規定する総理府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、特定目的会社の業務に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けた者とする。</p> <p>（業務開始届出書等のその他の記載事項）</p> <p>第六条 法第三条第二項第五号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（業務開始届出書等に添付すべき書類）</p> <p>第七条 法第三条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する</p>

場合を含む。)に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。

一 三 (略)

2 (略)

第八条 法第三条第三項第四号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

2 (略)

第九条 法第三条第三項第六号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 七 (略)

(資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項)

第十一条 法第五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

場合を含む。)に規定する総理府令で定める契約は、資産流動化計画に記載されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。

一 三 (略)

2 (略)

第八条 法第三条第三項第四号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

2 (略)

第九条 法第三条第三項第六号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 七 (略)

(資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項)

第十一条 法第五条第一項第一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(優先出資証券に係る発行及び消却に関する事項)

第十二条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十四 (略)

(特定社債券等に係る発行及び償還に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十七 (略)

(特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号ヘに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(特定資産に関する事項)

第十六条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(優先出資証券に係る発行及び消却に関する事項)

第十二条 法第五条第一項第二号イに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十四 (略)

(特定社債券等に係る発行及び償還に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十七 (略)

(特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ホに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号ヘに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(特定資産に関する事項)

第十六条 法第五条第一項第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項）

第十八条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（その他資産流動化計画記載事項）

第十九条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十二（略）

（業務開始届出等に係る特例）

第二十条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得及び資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）とする。

2 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む

一〇八（略）

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項）

第十八条 法第五条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（その他資産流動化計画記載事項）

第十九条 法第五条第一項第六号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十二（略）

（業務開始届出等に係る特例）

第二十条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の総理府令で定めるものは、特定資産の取得及び資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）とする。

2 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む

。) に規定する記載の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

3 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。) に規定する法第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。

(変更届出等の提出期間)

第二十三条 法第九条第一項に規定する内閣府令で定める期間(以下この条において「変更届出期間」という。) は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

一 二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載すべき事項(第十四条第四号から第六号まで及び同条第八号並びに第十六条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。) の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従つて資産流動化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から一月を経過する日までの期間とする。

一 四 (略)

。) に規定する記載の省略が投資者の保護に反しないものとして総理府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

3 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。) に規定する法第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち総理府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。

(変更届出等の提出期間)

第二十三条 法第九条第一項に規定する総理府令で定める期間(以下この条において「変更届出期間」という。) は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

一 二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載すべき事項(第十四条第四号から第六号まで及び同条第八号並びに第十六条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。) の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従つて資産流動化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から一月を経過する日までの期間とする。

一 四 (略)

五 第二号の特定約束手形について、当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三条号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）以外の指定格付機関から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

（資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第二十七条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に^一応じ、当該各号に定める書類とする。

一 四（略）

（特定持分信託）

第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十二条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 七（略）

（優先出資申込証等における特定約束手形等に係る記載事項）

第三十二条 法第三十八条第二項第六号及び法第一百十条第二項第十七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第二号から第八号までに掲げる事項とする。

五 第二号の特定約束手形について、当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三条号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）以外の指定格付機関から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

（資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第二十七条 法第九条第三項第二号に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に^一応じ、当該各号に定める書類とする。

一 四（略）

（特定持分信託）

第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法第三十条に規定する総理府令で定める事項及び法第三十二条第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 七（略）

（優先出資申込証等における特定約束手形等に係る記載事項）

第三十二条 法第三十八条第二項第六号及び法第一百十条第二項第十七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二号から第八号までに掲げる事項とする。

2 法第三十八条第二項第七号及び法第一百十条第二項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(特定資産の評価に関し専門的知識を有する者)

第三十三条 令第四条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、指定格付機関であつて、その調査する特定資産を保有する特定目的会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のものとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第三十四条 法第一百八条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十六条第一号、第五号及び第六号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合及び第十六条第七号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合を除く。）とする。

2 法第一百八条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十二条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十三条第一号から第三号まで、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十四条第一号から第三号までに掲げる事項、第十五条第一号及び第二号に掲げる事項、第十七条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第十八条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 法第三十八条第二項第七号及び法第一百十条第二項第十八号に規定する総理府令で定める事項は、第十五条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(特定資産の評価に関し専門的知識を有する者)

第三十三条 令第四条第六号に規定する総理府令で定めるものは、指定格付機関であつて、その調査する特定資産を保有する特定目的会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のものとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第三十四条 法第一百八条の二第二項第一号に規定する総理府令で定めるものは、第十六条第一号、第五号及び第六号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合及び第十六条第七号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合を除く。）とする。

2 法第一百八条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十二条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十三条第一号から第三号まで、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十四条第一号から第三号までに掲げる事項、第十五条第一号及び第二号に掲げる事項、第十七条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第十八条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 法第百十八条の二第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 法第百十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(優先資本の減少)

第三十六条 法第百十八条の九第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類(法第百五十条の規定に基づき種類を異にする優先出資証券を発行する場合に限る。)とする。

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第三十七条 法第百四十三条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 六 (略)

(業務の委託)

第三十八条 法第百四十四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 法第百十八条の二第三項第一号に規定する総理府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 法第百十八条の二第三項第三号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(優先資本の減少)

第三十六条 法第百十八条の九第一項第三号に規定する総理府令で定める事項は、各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類(法第百五十条の規定に基づき種類を異にする優先出資証券を発行する場合に限る。)とする。

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第三十七条 法第百四十三条に規定する総理府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 六 (略)

(業務の委託)

第三十八条 法第百四十四条第四項第三号に規定する総理府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一〇十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第三十九条 法第四百九条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二 (略)

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第四十条 法第五十条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特定目的借入れの借入先)

第四十一条 法第五十条の六第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(資金の借入れの制限)

第四十二条 法第五十条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一〇三 (略)

(資産の取得の制限の例外)

一〇十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第三十九条 法第四百九条第一号八に規定する総理府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二 (略)

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第四十条 法第五十条に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特定目的借入れの借入先)

第四十一条 法第五十条の六第二号に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(資金の借入れの制限)

第四十二条 法第五十条の七に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一〇三 (略)

(資産の取得の制限の例外)

第四十三条 法第五十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの出資の持分とする。

一・二 (略)

2 法第五十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの出資の持分とする。

一・二 (略)

3 法第五十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(資産の取得の制限)

第四十四条 法第五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(株式等の取得等の制限)

第四十五条 法第五十一条第二項(法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

一・三 (略)

(余裕金の運用の方法)

第四十三条 法第五十一条第一項第一号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの出資の持分とする。

一・二 (略)

2 法第五十一条第一項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの出資の持分とする。

一・二 (略)

3 法第五十一条第一項第三号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(資産の取得の制限)

第四十四条 法第五十一条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(株式等の取得等の制限)

第四十五条 法第五十一条第二項(法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

一・三 (略)

(余裕金の運用の方法)

第四十六条 法第五十三号に規定する内閣府令で定める方法は、金銭信託（元本の損失の補てん契約があるものに限る。）とする。

（資産の取得の制限の例外等）

第五十条 第四十三条第一項の規定は法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第一号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第二項の規定は法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第二号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第三項の規定は法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第三号に規定する総理府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四（略）

（特定目的信託契約届出書に添付すべき書類）

第五十二条 法第六十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

第四十六条 法第五十三号に規定する総理府令で定める方法は、金銭信託（元本の損失の補てん契約があるものに限る。）とする。

（資産の取得の制限の例外等）

第五十条 第四十三条第一項の規定は法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第一号に規定する総理府令で定めるものについて、第四十三条第二項の規定は法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第二号に規定する総理府令で定めるものについて、第四十三条第三項の規定は法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第三号に規定する総理府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第六十三条第一項において準用する法第五十一条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四（略）

（特定目的信託契約届出書に添付すべき書類）

第五十二条 法第六十四条第二項第四号に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

2 (略)

(特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項)

第五十四条 法第六十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(特定資産に関する事項)

第五十五条 法第六十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 (略)

(受益権に関する事項)

第五十六条 法第六十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 (略)

2 法第六十五条第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第五十七条 法第六十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定め

2 (略)

(特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項)

第五十四条 法第六十五条第一項第一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(特定資産に関する事項)

第五十五条 法第六十五条第一項第二号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 (略)

(受益権に関する事項)

第五十六条 法第六十五条第一項第三号イに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 (略)

2 法第六十五条第一項第三号ハに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第五十七条 法第六十五条第一項第四号に規定する総理府令で定め

る事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項）

第五十八条 法第六十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（その他資産信託流動化計画記載事項）

第五十九条 法第六十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十（略）

（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第六十一条 法第六十六条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一〇四（略）

（特定目的信託契約）

第六十三条 法第六十八条第七号に規定する内閣府令で定める事項

る事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項）

第五十八条 法第六十五条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（その他資産信託流動化計画記載事項）

第五十九条 法第六十五条第一項第六号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十（略）

（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第六十一条 法第六十六条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一〇四（略）

（特定目的信託契約）

第六十三条 法第六十八条第七号に規定する総理府令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第六十五条 法第七十条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 三 (略)

(金銭の運用方法)

第六十六条 法第七十一条第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 三 (略)

(受益証券の記載事項)

第六十七条 法第七十三条第五項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 (略)

(特定目的信託契約の変更)

第七十条 法第二百八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一 三 (略)

2 法第二百八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、

は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第六十五条 法第七十条に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 三 (略)

(金銭の運用方法)

第六十六条 法第七十一条第二号に規定する総理府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 三 (略)

(受益証券の記載事項)

第六十七条 法第七十三条第五項第十二号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 (略)

(特定目的信託契約の変更)

第七十条 法第二百八条第一項第三号に規定する総理府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一 三 (略)

2 法第二百八条第一項第四号に規定する総理府令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第七十一条 法第二百八条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十五条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。)とする。

2 法第二百八条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第一項第三号口に掲げる事項並びに第五十六条第一項第二号イから八まで、第五十七条第一号から第三号まで、第五十八条第一号イ及び口、同条第二号イ及び口並びに同条第三号イ及び口に掲げる事項とする。

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第七十三条 法第二百二十五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(削る)

次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第七十一条 法第二百八条第二項第一号に規定する総理府令で定めるものは、第五十五条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。)とする。

2 法第二百八条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、法第六十五条第一項第三号口に掲げる事項並びに第五十六条第一項第二号イから八まで、第五十七条第一号から第三号まで、第五十八条第一号イ及び口、同条第二号イ及び口並びに同条第三号イ及び口に掲げる事項とする。

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第七十三条 法第二百二十五条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(権限の委任)

第七十六条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第一百五十三条及び第七十一条の規定による権限並

びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限（信託会社に係るものに限る。）を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社、受託信託会社等（信託会社を除く。）、特定譲渡人又は原委託者の本店、主たる営業所、主たる事務所又は住所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五十六条第一項（法第五十条の四）法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所又は事務所その他の施設（代理店を含む。以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は

附 則

(経過措置)

第二条 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関する事項については、この府令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省令第八号）の規定は、なお効力を有する。この場合において、同令（第三十条及び第三十二条第二号を除く。）中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、第三十条中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、「企業内容等の開示に関する総理府令」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令」と、第三十二条第二号中「企業内容等の開示に関する総理府令」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令」とする。

当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附 則

(経過措置)

第二条 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関する事項については、この府令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省令第八号）の規定は、なお効力を有する。

改正案	現行
<p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。</p> <p>（外国通貨の換算）</p> <p>第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならぬ。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>（特定資産の範囲）</p> <p>第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p>	<p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により金融再生委員会又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。</p> <p>（外国通貨の換算）</p> <p>第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、金融再生委員会又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならぬ。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>（特定資産の範囲）</p> <p>第四条 令第三条第十四号に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p>

(令第七条に規定する内閣府令で定める方式等)

第五条 令第七条に規定する内閣府令で定める方式は、受益証券に適格機関投資家(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていることとする。

2 令第七条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 三 (略)

(受益証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託)

第七条 令第八条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める有価

(令第七条に規定する総理府令で定める方式等)

第五条 令第七条に規定する総理府令で定める方式は、受益証券に適格機関投資家(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていることとする。

2 令第七条に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 三 (略)

(受益証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託)

第七条 令第八条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める有価

証券は、第二十五条第一項第一号イから八までに掲げる有価証券とする。

2・3 (略)

(投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人)

第九条 令第九条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該認可を受けようとする者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

(投資信託委託業等の認可申請書の様式)

第十条 法第六条の認可を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した認可申請書及びその添付書類を、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)

第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 十二 (略)

2 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第

証券は、第二十五条第一項第一号イから八までに掲げる有価証券とする。

2・3 (略)

(投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人)

第九条 令第九条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該認可を受けようとする者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

(投資信託委託業等の認可申請書の様式)

第十条 法第六条の認可を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した認可申請書及びその添付書類を、金融庁長官を経由して金融再生委員会に提出しなければならない。

(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)

第十一条 法第八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 十二 (略)

2 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第

二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

3 (略)

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 八 (略)

(投資信託委託業等の認可に係る予備審査)

第十三条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項並びに第三項及び前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(審査の具体的基準)

第十四条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二項に規定する総理府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

3 (略)

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第三項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 八 (略)

(投資信託委託業等の認可に係る予備審査)

第十三条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項並びに第三項及び前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して金融再生委員会に提出して予備審査を求めることができる。

(審査の具体的基準)

第十四条 金融再生委員会は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 二 (略)

ホ 運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合にあっては、法人関係情報(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。)について、その管理責任者の選任、管理規則の制定及び管理体制の整備が適切になされていると認められること。

へ (略)

(令第十一条に規定する使用人)

第十五条 令第十一条第三号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託財産の運用を行う部門に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

2 令第十一条第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託の引受けを行う部門に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

二 法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 二 (略)

ホ 運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合にあっては、法人関係情報(証券会社の行為規制等に関する総理府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。)について、その管理責任者の選任、管理規則の制定及び管理体制の整備が適切になされていると認められること。

へ (略)

(令第十一条に規定する使用人)

第十五条 令第十一条第三号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託財産の運用を行う部門に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

2 令第十一条第四号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託の引受けを行う部門に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

(令第十三条に規定する使用人)

第十六条 令第十三条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法に相当する外国の法令により当該外国において投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

2 令第十三条第三号及び第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、信託業法(大正十一年法律第六十五号)又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)に相当する外国の法令により当該外国において信託業又は信託業務に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

3 令第十三条第五号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。)に相当する外国の法令により当該外国において投資顧問業(投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。)に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

4 令第十三条第八号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長

(令第十三条に規定する使用人)

第十六条 令第十三条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法に相当する外国の法令により当該外国において投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

2 令第十三条第三号及び第四号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、信託業法(大正十一年法律第六十五号)又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)に相当する外国の法令により当該外国において信託業又は信託業務に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

3 令第十三条第五号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。)に相当する外国の法令により当該外国において投資顧問業(投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。)に相当する業に関するある種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

4 令第十三条第八号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長

、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（商品投資顧問業に関する部分に限る。）に相当する外国の法令により当該外国において商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

5 令第十三条第九号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に相当する外国の法令により当該外国において不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（揭示すべき標識の様式）

第二十条 法第十一条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号によるものとする。

（顧客分別金信託の要件）

第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（商品投資顧問業に関する部分に限る。）に相当する外国の法令により当該外国において商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

5 令第十三条第九号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に相当する外国の法令により当該外国において不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（揭示すべき標識の様式）

第二十条 法第十一条第一項に規定する総理府令で定める様式は、別紙様式第七号によるものとする。

（顧客分別金信託の要件）

第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一〇三 (略)

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする。ただし、顧客分別金信託を信託業法第九条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

イ 次に掲げる有価証券の保有

(1) (略)

(2) (略)

(3) 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号）第二十一条第二号イから八までに規定する証券投資信託の受益証券

ロ・八 (略)

五〇十三 (略)

2 (略)

(令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合)

第二十四条 令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、

第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令

一〇三 (略)

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする。ただし、顧客分別金信託を信託業法第九条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

イ 次に掲げる有価証券の保有

(1) (略)

(2) (略)

(3) 証券会社に関する総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号）第二十一条第二号イから八までに規定する証券投資信託の受益証券

ロ・八 (略)

五〇十三 (略)

2 (略)

(令第十六条第六号に規定する総理府令で定める場合)

第二十四条 令第十六条第六号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(令第十七条第一号口等に規定する総理府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、

第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する総理府令

で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産等)

第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

2 令第十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める指数又は数値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

2 5 (略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十条第一号イの(4)に規定する内閣府令で定める者は、同号イの(4)に規定する関係親法人等の発行済株式(議決権のあるものに限る。次項において同じ。)の総数又は出資(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)の総額の百分の五十を超える株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)又は出資を一の法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イの(6)に

で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(令第十九条第一項第十一号に規定する総理府令で定める資産等)

第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する総理府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

2 令第十九条第二項第四号に規定する総理府令で定める指数又は数値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

2 5 (略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十条第一号イの(4)に規定する総理府令で定める者は、同号イの(4)に規定する関係親法人等の発行済株式(議決権のあるものに限る。次項において同じ。)の総数又は出資(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)の総額の百分の五十を超える株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)又は出資を一の法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イの(6)に

規定する関係子法人等をいう。次項において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。次項において同じ。）の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 令第二十条第一号イの(6)に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

（投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額）

第三十条 令第二十条第四号に規定する投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行った投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二営業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

規定する関係子法人等をいう。次項において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。次項において同じ。）の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 令第二十条第一号イの(6)に規定する総理府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

（投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額）

第三十条 令第二十条第四号に規定する投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度において当該募集の取扱い等を行った投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二営業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

(同一の法人の発行する株式の取得割合)

第三十二条 法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 七 (略)

2 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十二 (略)

3 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十六条の二に規定する特定資産をいう。)の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 十八 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

(同一の法人の発行する株式の取得割合)

第三十二条 法第十六条第二号に規定する総理府令で定める率は、百分の五十とする。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 七 (略)

2 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十二 (略)

3 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十六条の二に規定する特定資産をいう。)の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 十八 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二條第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、商法第二百八十条ノ十、第三百四十九條第一項、第三百八十条第一項、第四百八条ノ三第一項及び第四百十五條第一項の規定に基づく株主の権利とする。

2 令第二十四條第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百一條第一項において準用する商法第三百四十九條第一項の規定に基づく権利、法第四百十二條第一項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利並びに法第五百十條第一項において準用する商法第四百八条ノ三第一項及び第四百十五條第一項の規定に基づく権利とする。

3 令第二十四條第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下この項において「優先出資法」という。)第六条及び第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一條第二項において準用する商法第二百四十一條第一項の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一條第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利とする。

4 令第二十四條第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下この号において「資産流動化法」という。)第四十九條において準

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二條第一項に規定する総理府令で定める株主の権利は、商法第二百八十条ノ十、第三百四十九條第一項、第三百八十条第一項、第四百八条ノ三第一項及び第四百十五條第一項の規定に基づく株主の権利とする。

2 令第二十四條第一号に規定する総理府令で定める投資主の権利は、法第四百一條第一項において準用する商法第三百四十九條第一項の規定に基づく権利、法第四百十二條第一項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利並びに法第五百十條第一項において準用する商法第四百八条ノ三第一項及び第四百十五條第一項の規定に基づく権利とする。

3 令第二十四條第二号に規定する総理府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下この項において「優先出資法」という。)第六条及び第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一條第二項において準用する商法第二百四十一條第一項の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一條第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利とする。

4 令第二十四條第三号に規定する総理府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下この号において「資産流動化法」という。)第四十九條において準

用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利及び資産流動化法
第百十八条第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定
に基づく権利とする。

(投資信託約款の記載事項)

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する内閣府令で定め
る事項は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定める細目は
、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 十 (略)

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第三十七条 (略)

2 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に
規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をも
つて当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに
取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対し
て当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の
取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体
制が整備されているものとする。

用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利及び資産流動化法
第百十八条第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定
に基づく権利とする。

(投資信託約款の記載事項)

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する総理府令で定め
る事項は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する総理府令で定める細目は
、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一 十 (略)

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第三十七条 (略)

2 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に
規定する総理府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をも
つて当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに
取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対し
て当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の
取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体
制が整備されているものとする。

(直接募集に係る禁止行為)

第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第三十九条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、投資信託委託業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(次条、第四十二条、第八十七条、第八十八条及び第九十条において「代表者等」という。)が、当該投資信託委託業者の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一・五 (略)

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・四 (略)

2 (略)

(直接募集に係る禁止行為)

第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第三十九条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、投資信託委託業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(次条、第四十二条、第八十七条、第八十八条及び第九十条において「代表者等」という。)が、当該投資信託委託業者の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一・五 (略)

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・四 (略)

2 (略)

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第四十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第四十三条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第四十五条 令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

2 令第三十条第三項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第三十三条第一項第一号に掲げる有価証券以外のものとする。

3 令第三十条第三項第六号に規定する総理府令で定める金融機関は、令五十七条第三号から第五号までに掲げるものとする。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第四十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第四十三条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(令第三十条第二項第五号に規定する総理府令で定める顧客)

第四十五条 令第三十条第二項第五号に規定する総理府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

2 令第三十条第三項第一号に規定する総理府令で定める有価証券は、第三十三条第一項第一号に掲げる有価証券以外のものとする。

3 令第三十条第三項第六号に規定する総理府令で定める金融機関は、令五十七条第三号から第五号までに掲げるものとする。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第四十六条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第二十五条第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号まで並びに第三十五条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第二十五条第一項第六号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

第五十一条 法第三十二条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、法第三十条第二項に規定する期間が一月を下らないこととすることが困難な場合とする。

(投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定

第四十六条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものは、法第二十五条第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号まで並びに第三十五条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第二十五条第一項第六号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

第五十一条 法第三十二条第二項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、法第三十条第二項に規定する期間が一月を下らないこととすることが困難な場合とする。

(投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する総理府令で定

める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四（略）

（特定資産の価格の調査等）

第五十四条 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める行為は、第三十三条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十三条第三項各号に掲げる事項とする。

3（略）

（資産保管会社の利害関係人等）

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二（略）

（書面の交付）

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

2 法第三十四条の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四（略）

（特定資産の価格の調査等）

第五十四条 法第三十四条の四第一項に規定する総理府令で定める行為は、第三十三条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第三十四条の四第一項に規定する総理府令で定める事項は、第三十三条第三項各号に掲げる事項とする。

3（略）

（資産保管会社の利害関係人等）

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二（略）

（書面の交付）

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

2 法第三十四条の六第一項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

3 令第三十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関することとする。

4 令第三十五条第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項に関することとする。

(令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第五十七条 令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

(資産運用委託契約締結前の書面の交付)

第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

3 令第三十五条第三項第一号に規定する総理府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関することとする。

4 令第三十五条第三項第二号に規定する総理府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項に関することとする。

(令第三十六条第一項第五号に規定する総理府令で定める顧客)

第五十七条 令第三十六条第一項第五号に規定する総理府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十三条第二項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

(資産運用委託契約締結前の書面の交付)

第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

2・3（略）

（資産運用委託契約締結時の書面の交付）

第六十一条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七（略）

2・3（略）

（兼業の認可申請の手續及び認可申請書の添付書類）

第六十二条（略）

2 法第三十四条の十第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四（略）

（他の業務を兼業する場合の禁止行為）

第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に

一〇六（略）

2・3（略）

（資産運用委託契約締結時の書面の交付）

第六十一条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七（略）

2・3（略）

（兼業の認可申請の手續及び認可申請書の添付書類）

第六十二条（略）

2 法第三十四条の十第四項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四（略）

（他の業務を兼業する場合の禁止行為）

第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する総理府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に

係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図する行為とする。

第六十六条 法第三十四条の十三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けられることを受託会社に指図する行為とする。

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する内閣府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得する行為とする。

第六十八条 法第三十四条の十五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの

係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図する行為とする。

第六十六条 法第三十四条の十三第四号に規定する総理府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けられることを受託会社に指図する行為とする。

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する総理府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得する行為とする。

第六十八条 法第三十四条の十五第四号に規定する総理府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの

額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付ける行為とする。

(投資信託約款の記載事項)

第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一〇十 (略)

(受益証券の記載事項)

第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇二 (略)

(令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合)

第七十九条 令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付ける行為とする。

(投資信託約款の記載事項)

第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する総理府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一〇十 (略)

(受益証券の記載事項)

第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇二 (略)

(令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合)

第七十九条 令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一六 (略)

2 一五 (略)

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第八十一条 (略)

2 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二営業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一四 (略)

(同一法人の発行する株式の取得割合)

第八十四条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条第二号

一・二 (略)

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一六 (略)

2 一五 (略)

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第八十一条 (略)

2 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二営業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一四 (略)

(同一法人の発行する株式の取得割合)

第八十四条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条第二号

に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 (略)

2 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表

に規定する総理府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 (略)

2 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表

者等が、当該信託会社等の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一〇五（略）

（直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合）

第八十八条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四（略）

2（略）

（直接募集に係る確認申請書の記載事項）

第九十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇六（略）

（直接募集に係る確認申請書の添付書類）

第九十一条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇二（略）

者等が、当該信託会社等の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一〇五（略）

（直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合）

第八十八条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四（略）

2（略）

（直接募集に係る確認申請書の記載事項）

第九十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇六（略）

（直接募集に係る確認申請書の添付書類）

第九十一条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇二（略）

(令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客)

第九十三条 令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号まで並びに第七十六条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(外国投資信託の届出等)

第九十八条 (略)

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

3 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(令第五十二条第四号に規定する総理府令で定める顧客)

第九十三条 令第五十二条第四号に規定する総理府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号まで並びに第七十六条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(外国投資信託の届出等)

第九十八条 (略)

2 法第五十八条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

3 法第五十八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇五 (略)

(外国投資信託の信託約款の変更)

第百条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、当該外国投資信託の運用に関する事項については、次の各号に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(規約の記載事項の細目)

第百三条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一〇七 (略)

(投資法人設立届出書の添付書類)

第百五条 (略)

2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〇七 (略)

一〇五 (略)

(外国投資信託の信託約款の変更)

第百条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものは、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、当該外国投資信託の運用に関する事項については、次の各号に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(規約の記載事項の細目)

第百三条 法第六十七条第五項に規定する総理府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

一〇七 (略)

(投資法人設立届出書の添付書類)

第百五条 (略)

2 法第六十九条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〇七 (略)

(投資口申込証の記載事項)

第百八条 法第七十一条第二項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(設立の際発行する投資口申込証の記載事項の細目)

第百九条 法第七十一条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇二 (略)

(執行役員等による調査の対象事項)

第百十条 法第七十三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

(自己投資口の処分の方法)

第百十一条 法第八十条第三項(法第八十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一〇二 (略)

(投資口の端数処理の方法)

(投資口申込証の記載事項)

第百八条 法第七十一条第二項第九号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(設立の際発行する投資口申込証の記載事項の細目)

第百九条 法第七十一条第四項に規定する総理府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇二 (略)

(執行役員等による調査の対象事項)

第百十条 法第七十三条第一項第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

(自己投資口の処分の方法)

第百十一条 法第八十条第三項(法第八十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一〇二 (略)

(投資口の端数処理の方法)

第百十二条 法第八十六条第一項（法第八十七条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

（投資口の分割に関する規約の記載事項）

第百十四条 法第八十八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四（略）

（投資口の分割の通知）

第百十五条 法第八十八条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間（営業期間が六月を超える投資法人にあつては、六月）とする。

2 法第八十八条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三（略）

（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者）

第百二十三条 法第一百一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一・九（略）

第百十二条 法第八十六条第一項（法第八十七条第六項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

（投資口の分割に関する規約の記載事項）

第百十四条 法第八十八条第二項第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四（略）

（投資口の分割の通知）

第百十五条 法第八十八条第三項に規定する総理府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間（営業期間が六月を超える投資法人にあつては、六月）とする。

2 法第八十八条第三項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三（略）

（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者）

第百二十三条 法第一百一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一・九（略）

(投資法人のその他一般事務)

第二百二十四条 (略)

2 法第百十一条第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 八 (略)

3・4 (略)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第百三十二条 法第百六十三条第一項において準用する法第百一条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 九 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第百三十五条 法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 九 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第百三十六条 法第百八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

(投資法人のその他一般事務)

第二百二十四条 (略)

2 法第百十一条第六号に規定する総理府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 八 (略)

3・4 (略)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第百三十二条 法第百六十三条第一項において準用する法第百一条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 九 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第百三十五条 法第百八十八条第一項第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 九 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第百三十六条 法第百八十八条第二項第四号に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〇十三 (略)

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第四百十二条 法第九十四条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合)

第四百十三条 令第九十六条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第四百四十四条 (略)

2 法第九十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる分配金をもつて当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投資口を取得する場合であつて、当該投資口に係る投資証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第四百四十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二

一〇十三 (略)

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第四百十二条 法第九十四条第二号に規定する総理府令で定める率は、百分の五十とする。

(令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合)

第四百十三条 令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第四百四十四条 (略)

2 法第九十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる分配金をもつて当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投資口を取得する場合であつて、当該投資口に係る投資証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第四百四十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二

条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る事故)

第四百六十六条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、特定設立企画人等(法第九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。)又は特定投資信託委託業者等(同条に規定する特定投資信託委託業者等をいう。以下同じ。)が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等又は特定投資信託委託業者等が行う投資証券等の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一・五 (略)

(投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四百四十七条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・四 (略)

2 (略)

条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る事故)

第四百六十六条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定めるものは、投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、特定設立企画人等(法第九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。)又は特定投資信託委託業者等(同条に規定する特定投資信託委託業者等をいう。以下同じ。)が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等又は特定投資信託委託業者等が行う投資証券等の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一・五 (略)

(投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四百四十七条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・四 (略)

2 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項)

第四百九十九条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〇六 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

第五十条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 〇二 (略)

(監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者)

第五十一条 法第二百条第三号に規定する投資法人の監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〇二 (略)

(資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産)

第五十二条 法第二百八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 〇七 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項)

第四百九十九条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〇六 (略)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

第五十条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 〇二 (略)

(監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者)

第五十一条 法第二百条第三号に規定する投資法人の監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者として総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〇二 (略)

(資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産)

第五十二条 法第二百八条第二項第二号に規定する総理府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 〇七 (略)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第百五十三条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人(利害関係人等を除く。)とする。

一 三 (略)

2 (略)

(投資法人の資産の分別保管方法)

第百五十四条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 四 (略)

2 三 (略)

(外国投資法人等の届出等)

第百六十二条 (略)

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

3 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 五 (略)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第百五十三条 法第二百八条第二項第三号に規定する総理府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人(利害関係人等を除く。)とする。

一 三 (略)

2 (略)

(投資法人の資産の分別保管方法)

第百五十四条 法第二百九条の二に規定する総理府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 四 (略)

2 三 (略)

(外国投資法人等の届出等)

第百六十二条 (略)

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

3 法第二百二十条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 五 (略)

(外国投資法人の解散事由)

第六百六十四条 法第二百二十二条第一項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

第六百六十六条 削除

(外国投資法人の解散事由)

第六百六十四条 法第二百二十二条第一項に規定する総理府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第六百六十六条 法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するものを除く。

)の規定による権限、令第九十六条第九号に規定する承認の権限並びに令第一百一条第三項第九号から第十一号まで及び法第八十七条に規定する登録に係る権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百十三条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百十三条の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 第一項及び前項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

4 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(標準処理期間)

第百六十九条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内（令第一百一条第二項に掲げる命令その他の処分については二月以内）に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 三 (略)

(標準処理期間)

第百六十九条 金融再生委員会、金融庁長官、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内（令第一百一条第二項に掲げる命令その他の処分については二月以内）に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 三 (略)

改正案	現行
<p>資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第百五十条の三第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第百五十条の四において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（事故）</p> <p>第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定め</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する総理府令</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第百五十条の三第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第百五十条の四において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の総理府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（事故）</p> <p>第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定め</p>

るものは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、当該特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものを（以下「事故」という。）とする。

一〇五（略）

（事故の確認が不要の場合）

第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四（略）

2（略）

（確認申請書の記載事項）

第九条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（確認申請書の添付書類）

第十条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二（略）

るものは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、当該特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものを（以下「事故」という。）とする。

一〇五（略）

（事故の確認が不要の場合）

第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四（略）

2（略）

（確認申請書の記載事項）

第九条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六（略）

（確認申請書の添付書類）

第十条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二（略）

(弊害防止措置)

第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(弊害防止措置)

第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の三第二項の原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の四において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（事故）</p>	<p>特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する総理府令</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の三第二項の原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の四において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の総理府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（事故）</p>

第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券の募集等に係る取引につき、原委託者の代表者、代理人、使用人その他の使用人が、当該原委託者が行う受益証券の募集等に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの（以下「事故」という。）とする。

一～五（略）

（事故の確認が不要の場合）

第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四（略）

2（略）

（確認申請書の記載事項）

第九条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六（略）

（確認申請書の添付書類）

第十条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二（略）

第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定めるものは、受益証券の募集等に係る取引につき、原委託者の代表者、代理人、使用人その他の使用人が、当該原委託者が行う受益証券の募集等に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの（以下「事故」という。）とする。

一～五（略）

（事故の確認が不要の場合）

第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四（略）

2（略）

（確認申請書の記載事項）

第九条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六（略）

（確認申請書の添付書類）

第十条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二（略）

(弊害防止措置)

第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一・二 (略)

(弊害防止措置)

第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一・二 (略)

改正案	現行
<p>（計算期間の特例）</p> <p>第九条 法第二十五条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第三十三条本文に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該投資信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（以下この号において「有価証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（以下この号において「残存期間」という。）が一年を超えないものであって、一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号において同じ。）から同</p>	<p>（計算期間の特例）</p> <p>第九条 法第二十五条第二項に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第三十三条本文に規定する総理府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該投資信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（以下この号において「有価証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（以下この号において「残存期間」という。）が一年を超えないものであって、一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号において同じ。）から同</p>

2

令第九条の三第四項ホに規定する特定格付（以下この号において「特定格付」という。）のうち、第三位以上の特定格付が付与された長期有価証券（発行から償還までの期間が一年以上の有価証券をいう。以下この号において同じ。）若しくは特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券（発行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。以下この号において同じ。）又はこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

ハト （略）
（略）

2

令第九条の三第四項ホに規定する特定格付（以下この号において「特定格付」という。）のうち、第三位以上の特定格付が付与された長期有価証券（発行から償還までの期間が一年以上の有価証券をいう。以下この号において同じ。）若しくは特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券（発行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。以下この号において同じ。）又はこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

ハト （略）
（略）

改正案

現行

<p>（資産評価の方法）</p> <p>第四条 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める財産は、次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める時価は、計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。</p> <p>（特定取引）</p> <p>第五条 法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>2 法第百三十三条第三項に規定する内閣府令で定める取引は、次に</p>	<p>（資産評価の方法）</p> <p>第四条 法第百三十三条第一項に規定する総理府令で定める財産は、次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 法第百三十三条第一項に規定する総理府令で定める時価は、計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。</p> <p>（特定取引）</p> <p>第五条 法第百三十三条第二項に規定する総理府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>2 法第百三十三条第三項に規定する総理府令で定める取引は、次に</p>
--	--

掲げる取引とする。

一〇十九 (略)

(繰延資産)

第三十二条 (略)

2 法第百三十四条第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一〇四 (略)

3 (略)

掲げる取引とする。

一〇十九 (略)

(繰延資産)

第三十二条 (略)

2 法第百三十四条第一項に規定する総理府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一〇四 (略)

3 (略)

改 正 案

現 行

別表第1（第1条、第6条関係）

別表第1（第1条、第6条関係）

有価証券等の区分	率	有価証券等の区分	率								
(略)	(略)	(略)	(略)								
・転換社債券 ・転換特定社債券	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="598 548 805 784">証券取引所上場有価証券</td> <td data-bbox="598 788 805 1108"> 時価が額面価額を上回っているもの 同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 548 595 784">店頭売買有価証券 その他</td> <td data-bbox="486 788 595 1108"> 同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率 </td> </tr> </table>	証券取引所上場有価証券	時価が額面価額を上回っているもの 同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率	店頭売買有価証券 その他	同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率	・転換社債券	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="598 1494 805 1729">証券取引所上場有価証券</td> <td data-bbox="598 1733 805 2076"> 時価が額面価額を上回っているもの 同一の発行者が発行する株券に係る率 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1494 595 1729">店頭売買有価証券 その他</td> <td data-bbox="486 1733 595 2076"> 同一の発行者が発行する株券に係る率 </td> </tr> </table>	証券取引所上場有価証券	時価が額面価額を上回っているもの 同一の発行者が発行する株券に係る率	店頭売買有価証券 その他	同一の発行者が発行する株券に係る率
証券取引所上場有価証券	時価が額面価額を上回っているもの 同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率										
店頭売買有価証券 その他	同一の発行者が発行する株券又は優先出資証券に係る率										
証券取引所上場有価証券	時価が額面価額を上回っているもの 同一の発行者が発行する株券に係る率										
店頭売買有価証券 その他	同一の発行者が発行する株券に係る率										
・新株引受権付社債券 ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書 ・新優先出資引受権付特定社債券	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="255 548 414 828"> 新株引受権付社債券、 新優 新株引受権付社債券、 新優 </td> <td data-bbox="255 833 414 1108"> 分離前の新株引受権付社債券 分離後の社債券 同一の発行者が発行する転換社債券に係る率 同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券 </td> </tr> </table>	新株引受権付社債券、 新優 新株引受権付社債券、 新優	分離前の新株引受権付社債券 分離後の社債券 同一の発行者が発行する転換社債券に係る率 同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券	・新株引受権付社債券 ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="255 1494 414 1751"> 新株引受権付社債券、 新株引受権付社債券、 新優 </td> <td data-bbox="255 1756 414 2076"> 分離前の新株引受権付社債券 分離後の社債券 同一の発行者が発行する転換社債券に係る率 同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券 </td> </tr> </table>	新株引受権付社債券、 新株引受権付社債券、 新優	分離前の新株引受権付社債券 分離後の社債券 同一の発行者が発行する転換社債券に係る率 同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券				
新株引受権付社債券、 新優 新株引受権付社債券、 新優	分離前の新株引受権付社債券 分離後の社債券 同一の発行者が発行する転換社債券に係る率 同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券										
新株引受権付社債券、 新株引受権付社債券、 新優	分離前の新株引受権付社債券 分離後の社債券 同一の発行者が発行する転換社債券に係る率 同一の発行者が発行する残存期間が同一の一般債証券又はその他の債券に係る率 同一の発行者が発行する株券										

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="997 555 1369 622"> 先出 資引 受権 付特 定社 債券 </td> <td data-bbox="997 667 1369 828"> 受権証券 分離前の新優先 出資引受権付特 定社債券 分離後の特定社 債券 </td> <td data-bbox="997 840 1369 1108"> 券に係る率に4を乗じた率 同一の発行者が発行する転 換特定社債券に係る率 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 555 997 622"> 非 分 離 型 </td> <td data-bbox="710 667 997 828"> 分離後の新優先 出資引受権証券 </td> <td data-bbox="710 840 997 1108"> 同一の発行者が発行する優 先出資証券に係る率に4を 乗じた率 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 555 997 622"> 新 株 引 受 権 証 書 優 先 出 資 引 受 権 証 書 </td> <td data-bbox="710 667 997 828"></td> <td data-bbox="710 840 997 1108"> 同一の発行者が発行する株 券又は優先出資証券に係る 率に4を乗じた率 </td> </tr> </table>	先出 資引 受権 付特 定社 債券	受権証券 分離前の新優先 出資引受権付特 定社債券 分離後の特定社 債券	券に係る率に4を乗じた率 同一の発行者が発行する転 換特定社債券に係る率	非 分 離 型	分離後の新優先 出資引受権証券	同一の発行者が発行する優 先出資証券に係る率に4を 乗じた率	新 株 引 受 権 証 書 優 先 出 資 引 受 権 証 書		同一の発行者が発行する株 券又は優先出資証券に係る 率に4を乗じた率
先出 資引 受権 付特 定社 債券	受権証券 分離前の新優先 出資引受権付特 定社債券 分離後の特定社 債券	券に係る率に4を乗じた率 同一の発行者が発行する転 換特定社債券に係る率								
非 分 離 型	分離後の新優先 出資引受権証券	同一の発行者が発行する優 先出資証券に係る率に4を 乗じた率								
新 株 引 受 権 証 書 優 先 出 資 引 受 権 証 書		同一の発行者が発行する株 券又は優先出資証券に係る 率に4を乗じた率								
(略)	(略)									
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券とは、それぞれ資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券をいう。</p> <p>4 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="997 1489 1369 1556"> 社 債 券 </td> <td data-bbox="997 1601 1369 1758"> 受権証券 </td> <td data-bbox="997 1769 1369 2049"> に係る率に4を乗じた率 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1489 997 1556"> 非 分 離 型 </td> <td data-bbox="710 1601 997 1758"></td> <td data-bbox="710 1769 997 2049"> 同一の発行者が発行する転換 社債券に係る率 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1489 997 1556"> 新 株 引 受 権 証 書 優 先 出 資 引 受 権 証 書 </td> <td data-bbox="710 1601 997 1758"></td> <td data-bbox="710 1769 997 2049"> 同一の発行者が発行する株券 又は優先出資証券に係る率に 4を乗じた率 </td> </tr> </table>	社 債 券	受権証券	に係る率に4を乗じた率	非 分 離 型		同一の発行者が発行する転換 社債券に係る率	新 株 引 受 権 証 書 優 先 出 資 引 受 権 証 書		同一の発行者が発行する株券 又は優先出資証券に係る率に 4を乗じた率
社 債 券	受権証券	に係る率に4を乗じた率								
非 分 離 型		同一の発行者が発行する転換 社債券に係る率								
新 株 引 受 権 証 書 優 先 出 資 引 受 権 証 書		同一の発行者が発行する株券 又は優先出資証券に係る率に 4を乗じた率								
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	(略)									

名 出 張

照 行

別表第2（第1条、第6条、第8条第2項関係）

別表第2（第1条、第6条、第8条第2項関係）

有価証券等の区分		率		
<ul style="list-style-type: none"> ・受益証券 ・海外カード・ローン債権信託受益権証券 	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託 公社債投資信託 その他	1.70% 5.35% 16.00%	
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託 指定国等で発行されたもの その他	3.40% 16.00% 32.00%	
(略)		(略)		
<ul style="list-style-type: none"> ・抵当証券 ・基本債権の証券 ・小口債権証券 ・特定社債券 （転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。） ・特定約束手形 ・投資法人債券 ・商品投資受益権の受益権証券 ・上記以外の金銭債権 	残存期間の区分	指定格付を有するもの	指定格付を有しないもの	
	超以下	0.65%	10.00%	
	0か月～1年	1.70%	20.00%	
	1年～3年	3.75%	50.00%	
	3年～5年	4.35%	70.00%	
	5年超	5.00%	100.00%	
(略)		(略)		
<ul style="list-style-type: none"> ・受益証券 ・海外カード・ローン債権信託受益権証券 	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託 公社債投資信託 株式投資信託	1.70% 5.35% 16.00%	
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託 指定国等で発行されたもの その他	3.40% 16.00% 32.00%	
(略)		(略)		
<ul style="list-style-type: none"> ・抵当証券 ・基本債権の証券 ・小口債権証券 ・特定社債券 ・特定約束手形 ・商品投資受益権の受益権証券 ・上記以外の金銭債権 	残存期間の区分	指定格付を有するもの	指定格付を有しないもの	
	超以下	0.65%	10.00%	
	0か月～1年	1.70%	20.00%	
	1年～3年	3.75%	50.00%	
	3年～5年	4.35%	70.00%	
	5年超	5.00%	100.00%	
(略)		(略)		

(略)	(略)
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特定約束手形とは、資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する特定約束手形(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等(平成12年法律第97号)附則第2条の規定によりなお効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第2条第7項に規定する特定約束手形を含む。)をいう。</p> <p>4 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特定約束手形とは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第8項に規定する特定約束手形をいう。</p> <p>4 (略)</p>

第一号様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)
〔 特定有価証券の内容等の開示に関する
総理府令第 条に基づく有価証券通知書 〕

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 募集(売出)要項

(1) 内国投資信託受益証券又は内国投資証券(投資法人債券を除く。)

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等
- (ハ) 発行(売出)数
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 申込手数料
- (ト) 申込単位
- (チ) 申込期間
- (リ) 申込証拠金
- (ヌ) 申込取扱場所
- (ル) 払込期日及び払込取扱場所
- (ヲ) 引受け等の概要
- (ワ) その他

(2) 投資法人債券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各投資法人債の金額
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所

- (ウ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要
- (コ) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) 投資法人の登録年月日及び登録番号
- (コ) その他

2 最近における募集（売出し）の状況⁽²⁾

(1) 内国投資信託受益証券又は内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等
- (ハ) 発行（売出）数
- (ニ) 発行（売出）価額の総額
- (ホ) 発行（売出）価格
- (ヘ) 申込期間
- (ト) 申込証拠金
- (チ) 払込期日

(2) 投資法人債券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各投資法人債の金額
- (ホ) 発行（売出）価額の総額
- (ヘ) 発行（売出）価格
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 申込証拠金
- (ル) 申込期間
- (ヲ) 払込期日
- (ク) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規

定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。) について、内国投資信託証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第一号の二様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

{ 特定有価証券の内容等の開示に関する
総理府令第 条に基づく有価証券通知書 }

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名
代表者の役職氏名
署 名
本店の所在の場所
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 募集(売出)要項

(1) 外国投資信託受益証券又は外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 外国投資信託証券の形態等
- (ハ) 発行(売出)数
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 申込手数料
- (ト) 申込単位
- (チ) 申込期間
- (リ) 申込証拠金
- (ヌ) 申込取扱場所
- (ル) 払込期日及び払込取扱場所
- (ヲ) 引受け等の概要
- (ワ) その他

(2) 外国投資法人債券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 外国投資信託証券の形態等
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各外国投資法人債の金額
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所

- (ウ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要
- (コ) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) その他

2 最近における募集（売出し）の状況(2)

(1) 外国投資信託受益証券又は外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 外国投資信託証券の形態等
- (ハ) 発行（売出）数
- (ニ) 発行（売出）価額の総額
- (ホ) 発行（売出）価格
- (ヘ) 申込期間
- (ト) 申込証拠金
- (チ) 払込期日

(2) 外国投資法人債券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 外国投資信託証券の形態等
- (ハ) 外国投資法人の商号
- (ニ) 券面総額
- (ホ) 各外国投資法人債の金額
- (ヘ) 発行（売出）価額の総額
- (ト) 発行（売出）価格
- (チ) 利率
- (リ) 利払日及び利息支払の方法
- (ヌ) 償還期限及び償還の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間
- (ク) 払込期日
- (カ) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規

定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。) について、外国投資信託証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第二号の二様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

〔 特定有価証券の内容等の開示に関する
総理府令第 条に基づく有価証券通知書 〕

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 募集(売出)要項

(1) 社債

- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各社債の金額
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
- (ワ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要
- (コ) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) その他

(転換社債に関する事項)

- (ソ) 転換の条件
- (ツ) 転換により発行する優先出資の内容
- (ネ) 転換請求期間
- (ナ) 転換請求の受付場所及び取次場所
- (ウ) その他

(新優先出資引受権付社債に関する事項)

- (ム) 新優先出資引受権の内容
- (ウ) 新優先出資引受権の行使請求期間
- (エ) 新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所

- (ノ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項
- (オ) 代用払込みに関する事項
- (ク) その他
- (2) 特定優先出資証券
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ハ) 額面金額
 - (ニ) 発行口数
 - (ホ) 発行（売出）価額の総額
 - (ヘ) 発行（売出）価格
 - (ト) 優先出資の内容
 - (チ) 消却・併合に関する事項
 - (リ) 単位未満優先出資に関する事項
 - (ヌ) 発行の条件に関する事項
 - (ル) 募集の方法
 - (ヲ) 申込証拠金
 - (ワ) 申込期間及び申込取扱場所
 - (カ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (コ) 引受け等の概要
 - (ク) その他
- (3) コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (ハ) 券面総額
 - (ニ) 発行（売出）価額の総額
 - (ホ) 発行（売出）価格
 - (ヘ) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日及び支払場所
 - (チ) バックアップラインの設定
 - (リ) その他
- (4) 売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- (5) 手取金の使途

2 最近における募集（売出し）の状況(2)

- (1) 社債
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ハ) 券面総額
 - (ニ) 各社債の金額
 - (ホ) 発行（売出）価額の総額
 - (ヘ) 発行（売出）価格
 - (ト) 利率
 - (チ) 利払日及び利息支払の方法
 - (リ) 償還期限及び償還の方法
 - (ヌ) 申込期間

- (ル) 払込期日
- (7) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (転換社債に関する事項)
- (7) 転換の条件
- (カ) 転換により発行する優先出資の内容
- (3) 転換請求期間
- (新優先出資引受権付社債に関する事項)
- (タ) 新優先出資引受権の内容
- (レ) 新優先出資引受権の行使請求期間
- (ソ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項
- (2) 特定優先出資証券
- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ハ) 額面金額
- (ニ) 発行口数
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 優先出資の内容
- (チ) 消却・併合に関する事項
- (リ) 単位未満優先出資に関する事項
- (ヌ) 発行の条件に関する事項
- (ル) 申込期間
- (7) 払込期日
- (3) コマーシャル・ペーパー
- (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ロ) 振出日及び振出地
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 発行限度額及び発行限度額残高
- (ト) 支払期日

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第二号の三様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

〔特定有価証券の内容等の開示に関する
総理府令第 条に基づく有価証券通知書〕

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名
代表者の役職氏名
署 名
本店の所在の場所
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 募集(売出)要項

(1) 社債

- (イ) 銘柄
- (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各社債の金額
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
- (ワ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要
- (コ) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) 保管に関する事項
- (ク) その他

(転換社債に関する事項)

- (ツ) 転換の条件
- (ネ) 転換により発行する株式の内容
- (ナ) 転換請求期間
- (ウ) 転換請求の受付場所及び取次場所
- (ム) その他

(新株引受権付社債に関する事項)

- (ウ) 新株引受権の内容
- (ヰ) 新株引受権の行使請求期間
- (ノ) 新株引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所
- (オ) 新株引受権の譲渡に関する事項
- (ク) 代用払込みに関する事項
- (ヤ) その他
- (2) 株式
 - (イ) 種類
 - (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ハ) 額面金額
 - (ニ) 発行数
 - (ホ) 発行（売出）価額の総額
 - (ヘ) 発行（売出）価格
 - (ト) 資本組入額の総額
 - (チ) 資本組入額
 - (リ) 株式の内容
 - (ヌ) 配当の方法
 - (ル) 募集の方法
 - (ヲ) 申込証拠金
 - (ワ) 申込期間及び申込取扱場所
 - (カ) 払込期日及び払込取扱場所
 - (ヨ) 引受け等の概要
 - (タ) その他
- (3) コマーシャル・ペーパー
 - (イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ロ) 振出日及び振出地
 - (ハ) 券面総額
 - (ニ) 発行（売出）価額の総額
 - (ホ) 発行（売出）価格
 - (ヘ) 発行限度額及び発行限度額残高
 - (ト) 支払期日及び支払場所
 - (チ) バックアップラインの設定
 - (リ) 保管に関する事項
 - (ヌ) その他
- (4) 売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- (5) 手取金の使途

2 最近における募集（売出し）の状況(2)

- (1) 社債
 - (イ) 銘柄
 - (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
 - (ハ) 券面総額
 - (ニ) 各社債の金額
 - (ホ) 発行（売出）価額の総額
 - (ヘ) 発行（売出）価格

- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 申込期間
- (ル) 払込期日
- (ヲ) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (転換社債に関する事項)
- (ワ) 転換の条件
- (カ) 転換により発行する株式の内容
- (コ) 転換請求期間
- (新株引受権付社債に関する事項)
- (ク) 新株引受権の内容
- (ケ) 新株引受権の行使請求期間
- (ク) 新株引受権の譲渡に関する事項

(2) 株式

- (イ) 種類
- (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ハ) 額面金額
- (ニ) 発行数
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 資本組入額の総額
- (チ) 資本組入額
- (リ) 株式の内容
- (ヌ) 配当の方法
- (ル) 申込期間
- (ヲ) 払込期日

(3) コマーシャル・ペーパー

- (イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ロ) 振出日及び振出地
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 発行限度額及び発行限度額残高
- (ト) 支払期日

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- c 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)a に準じて記載すること。

- e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 最近における募集（売出し）の状況
第二号の二様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

第二号の四様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

{ 特定有価証券の内容等の開示に関する
総理府令第 条に基づく有価証券通知書 }

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者 名 称

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

印

電話番号

原委託者 氏名又は名称

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

印

電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 募集(売出)要項

- (イ) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
- (ロ) 発行(売出)数
- (ハ) 発行(売出)価額の総額
- (ニ) 発行(売出)価格
- (ホ) 分配金の分配時期及び場所
- (ヘ) 申込単位
- (ト) 申込期間
- (チ) 申込証拠金
- (リ) 申込取扱場所
- (ヌ) 払込期日及び払込取扱場所
- (ル) 引受け等の概要
- (ヲ) その他

2 最近における募集(売出し)の状況(2)

- (イ) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
- (ロ) 発行(売出)数
- (ハ) 発行(売出)価額の総額
- (ニ) 発行(売出)価格
- (ホ) 申込期間
- (ヘ) 申込証拠金
- (ト) 払込期日

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第二号の五様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

〔 特定有価証券の内容等の開示に関する
総理府令第 条に基づく有価証券通知書 〕

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者 名 称
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称 印
署 名
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

原委託者 氏名又は名称
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称 印
署 名
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 募集(売出)要項

- (イ) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
- (ロ) 発行(売出)数
- (ハ) 発行(売出)価額の総額
- (ニ) 発行(売出)価格
- (ホ) 分配金の分配時期及び場所
- (ヘ) 申込単位
- (ト) 申込期間
- (チ) 申込証拠金
- (リ) 申込取扱場所
- (ヌ) 払込期日及び払込取扱場所
- (ル) 引受け等の概要
- (ヲ) その他

2 最近における募集（売出し）の状況(2)

- (イ) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
- (ロ) 発行（売出）数
- (ハ) 発行（売出）価額の総額
- (ニ) 発行（売出）価格
- (ホ) 申込期間
- (ヘ) 申込証拠金
- (ト) 払込期日

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第四号様式

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名(2)

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国投資信託証券に係るファンドの名称

募集(売出)内国投資信託証券の形態及び金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所在地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

第1 内国投資信託受益証券又は内国投資証券(投資法人債券を除く。)

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等(4)
- (ハ) 発行(売出)数
- (ニ) 発行(売出)価額の総額(5)
- (ホ) 発行(売出)価格(6)
- (ヘ) 申込手数料(7)
- (ト) 申込単位
- (チ) 申込期間
- (リ) 申込証拠金
- (ヌ) 申込取扱場所
- (ル) 払込期日及び払込取扱場所
- (ヲ) 引受け等の概要(8)
- (ワ) その他(9)

第2 投資法人債券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等(4)
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各投資法人債の金額
- (ホ) 発行(売出)価額の総額(5)
- (ヘ) 発行(売出)価格(6)
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法

- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
- (ワ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要(8)
- (コ) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社(10)
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) 投資法人の登録年月日及び登録番号
- (コ) その他(9)

第二部 発行者情報

第1 ファンドの状況

1 概況

- (イ) ファンドの目的及び基本的性格(11)
- (ロ) ファンドの沿革(12)
- (ハ) ファンドの関係法人(13)

2 投資方針

- (イ) 投資の基本方針(14)
- (ロ) 投資対象(15)
- (ハ) 投資制限(16)
- (ニ) 配当(分配)方針(17)

3 管理及び運営の仕組み

- (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価(18)
 - b 管理報酬等(19)
 - c 販売、買戻し及び保管(20)
 - d その他(21)
- (ロ) 利害関係人との取引制限(22)

4 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利行使等

- (イ) 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利(23)
- (ロ) 課税上の取扱い(24)

5 運用状況

- (イ) 投資状況(25)
- (ロ) 運用実績
 - a 純資産の推移(26)
 - b 配当(分配)の推移(27)
- (ハ) 販売及び買戻しの実績(28)

第2 委託会社等又は投資法人の概況(29)

- (イ) 委託会社等又は投資法人の目的(30)
- (ロ) 委託会社等又は投資法人の沿革(31)
- (ハ) 資本の額又は出資総額(32)
- (ニ) 委託会社等又は投資法人の機構(33)
- (ホ) 大株主又は主要な投資主の状況(34)
- (ハ) 役員及び従業員の状況(35)

- (ト) 事業の内容及び営業の概況(36)
- (フ) その他(37)
- 第3 その他の関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容(38)
 - (ロ) 関係業務の概要(39)
 - (ハ) 資本関係(40)
 - (ニ) 役員の兼職関係(41)

第4 ファンドの経理状況(42)

1 財務諸表

- (イ) 貸借対照表(43)
- (ロ) 損益計算書(44)
- (ハ) 附属明細表(45)

2 ファンドの現況(46)

- (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 ($\frac{III}{IV}$)

- (ロ) 投資有価証券の主要銘柄(47)
- (ハ) 投資不動産物件(48)
- (ニ) その他投資資産の主要なもの(49)

第5 その他(50)

第三部 特別情報

第1 内国投資信託証券事務の概要(51)

第2 委託会社等の経理状況(52)

- (イ) 貸借対照表(53)
- (ロ) 損益計算書(54)
- (ハ) 利益金処分又は損失金処理(55)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項のうち「第二部 発行者情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定

預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- e 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
b 投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。

(3) 募集（売出）内国投資信託証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券の形態（受益証券、投資証券、投資法人債券の別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額若しくは券面総額を記載すること。
b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国投資信託証券の形態等

- a 受益証券・投資証券・投資法人債券の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別、単位型・追加型の別を記載すること。
b 当該届出に係る内国投資信託証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）又は投資法人をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売出）価格

投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(10) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社

- a 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理会社等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理会社等に支払う手数料等）を記載すること。
- b 投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理会社等を記載すること。
- c 「投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(11) ファンドの目的及び基本的性格

定款、約款又は規約に記載された目的及び基本的性格（株式型・債券型・不動産型・その他の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等）を記載すること。

(12) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(13) ファンドの関係法人

ファンドの委託会社等又は投資法人のほか、ファンドの運営に関与する関係法人（委託者指図型投資信託の受託信託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、投資法人の一般事務受託者、投資法人の資産の運用を行う委託会社又は投資顧問会社、資産保管会社、投資法人債管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

(14) 投資の基本方針

ファンドの運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

(15) 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別、地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

(16) 投資制限

- a 法令、定款、約款又は規約に定められたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(17) 配当（分配）方針

定款、約款又は規約に規定された配当（分配）方針を記載すること。

(18) 資産の評価

内国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

(19) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(20) 販売、買戻し及び保管

- a 内国投資信託証券の販売及び買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資信託証券1単位当たりの販売価格及び買戻し価格についてその算出方法、算出頻度、公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- d 販売及び買戻しについて、手数料の金額又は料率（逦減又は逦増する場合には、各段階ごとの金額又は料率）及びその徴収方法を記載すること。
- e 内国投資信託証券の保管に関する事項を記載すること。

(21) その他

- a ファンドの存続期間、計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）、増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b オプションの発行についてその可否及び可能である場合はその根拠を記載すること。
- c 定款、約款又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(22) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(23) 受益者（投資主・投資法人債権者）の権利

議決権、投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、配当又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(24) 課税上の取扱い

配当金（分配金）、解約代金等についての課税上の取扱いについて記載すること。

(25) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比

率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

(26) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下同じ。))にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。

なお、当該内国投資信託証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(27) 配当(分配)の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、内国投資信託証券1単位当たりの配当(分配)の額を記載すること。

(28) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量(本邦内における販売数量及び買戻し数量については、内書)を記載すること。

(29) 委託会社等又は投資法人の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、内国投資信託受益証券である場合にあってはファンドの委託会社等、内国投資証券である場合にあっては当該投資法人について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(30) 委託会社等又は投資法人の目的

定款、約款又は規約に規定された目的を記載すること。

(31) 委託会社等又は投資法人の沿革

創立経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(32) 資本の額又は出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本の額(投資法人の出資総額)、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数(投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数)を記載すること。

なお、最近5年間における資本の額又は出資総額の増減についても併せて記載すること。

(33) 委託会社等又は投資法人の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(34) 大株主又は主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日現在における委託会社等の株主(所有株式数の多い順に5名程度)又は投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率又は所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(35) 役員及び従業員の状況

有価証券届出書提出日現在における委託会社等又は投資法人の役員(設立中の委託会社にあっては発起人。設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員の候補者)の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数又は所有投資口数(設立中の委託会社等にあっては引受予定株式数。設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数)並びに従業員の人数を記載すること。

(36) 事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合は、その旨を記載し、主要なファンドについて記載すること。

(37) その他

- a 委託会社等又は投資法人の役員の変更についての監督官庁、受託信託会社、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
- b 定款、約款又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- c 訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(38) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(39) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(40) 資本関係

届出法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出法人の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) ファンドの経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

- b 以下の「記載上の注意」により難しいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(43) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（44）において同じ。）をも記載すること。

(44) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

(45) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(46) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(47) 投資有価証券の主要銘柄

- a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。

(48) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(49) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(47)b又は(48)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(50) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(51) 内国投資信託証券事務の概要

当該内国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主（受益者等）名簿の閉鎖の時期
- c 投資主総会又は受益者集会等の開催時期、場所及び手続

- d 投資主（受益者等）に対する特典
- e 内国投資信託証券の譲渡制限の内容
- f その他内国投資信託証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(52) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとり込むこと。

(53) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）をも記載すること。

(54) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。

(55) 利益金処分又は損失金処理

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

第四号の二様式

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

代表者の役職氏名(2)

署 名

本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称(3)

印

署 名(4)

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名(5)

連絡場所

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国投資信託証券に係るファンドの名称

募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額(6)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

第1 外国投資信託証券(外国投資法人債券を除く。)

(イ) ファンドの名称

(ロ) 外国投資信託証券の形態等(7)

(ハ) 発行(売出)数

(ニ) 発行(売出)価額の総額(8)

(ホ) 発行(売出)価格(9)

(ヘ) 申込手数料(10)

(ト) 申込単位

(チ) 申込期間

(リ) 申込証拠金

(ヌ) 申込取扱場所

(ル) 払込期日及び払込取扱場所

(ヲ) 引受け等の概要(11)

(ワ) その他(12)

第2 外国投資法人債券

(イ) 銘柄

(ロ) 外国投資信託証券の形態等(7)

(ハ) 券面総額

(ニ) 各外国投資法人債の金額

(ホ) 発行(売出)価額の総額(8)

(ヘ) 発行(売出)価格(9)

- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
- (ヅ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要(11)
- (コ) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社(13)
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) その他(12)

第二部 発行者情報

第1 ファンドの状況

1 概況

- (イ) ファンドに係る法制度の概要(14)
- (ロ) 監督官庁の概要(15)
- (ハ) ファンドの目的及び基本的性格(16)
- (ニ) ファンドの沿革(17)
- (ホ) ファンドの関係法人(18)

2 投資方針

- (イ) 投資の基本方針(19)
- (ロ) 投資対象(20)
- (ハ) 投資制限(21)
- (ニ) 配当(分配)方針(22)

3 管理及び運営の仕組み

- (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価(23)
 - b 管理報酬等(24)
 - c 販売、買戻し及び保管(25)
 - d その他(26)
- (ロ) 開示制度の概要(27)
- (ハ) 利害関係人との取引制限(28)

4 株主(受益者等)の権利行使等

- (イ) 株主(受益者等)の権利(29)
- (ロ) 課税上の取扱い(30)
- (ハ) 為替管理上の取扱い(31)
- (ニ) 本邦における代理人(32)
- (ホ) 裁判管轄等(33)

5 運用状況

- (イ) 投資状況(34)
- (ロ) 運用実績
 - a 純資産の推移(35)
 - b 配当(分配)の推移(36)
- (ハ) 販売及び買戻しの実績(37)

第2 発行会社又は管理会社の概況 (38)

- (イ) 設立準拠法
- (ロ) 監督官庁の概要 (39)
- (ハ) 発行会社又は管理会社の目的 (40)
- (ニ) 発行会社又は管理会社の沿革 (41)
- (ホ) 資本の額 (42)
- (ヘ) 発行会社又は管理会社の機構 (43)
- (ト) 大株主の状況 (44)
- (チ) 役員及び従業員の状況 (45)
- (リ) 事業の内容及び営業の概況 (46)
- (ヌ) その他 (47)

第3 その他の関係法人の概況 (48)

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容 (49)
- (ロ) 関係業務の概要 (50)
- (ハ) 資本関係 (51)
- (ニ) 役員の兼職関係 (52)

第4 ファンドの経理状況 (53)

1 財務諸表

- (イ) 貸借対照表 (54)
- (ロ) 損益計算書 (55)
- (ハ) 投資有価証券明細表等
 - a 投資株式明細表 (56)
 - b 株式以外の投資有価証券等明細表 (57)
 - c 投資不動産明細表 (58)
 - d その他資産明細表 (59)
 - e 借入金明細表 (60)

2 ファンドの現況 (61)

(イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 ($\frac{III}{IV}$)

(ロ) 投資株式の主要銘柄 (62)

第5 外国投資信託証券事務の概要 (63)

第6 その他 (64)

第三部 特別情報

第1 投資信託制度の概要 (65)

第2 管理会社の経理状況 (66)

- (イ) 貸借対照表
- (ロ) 損益計算書

第3 外国投資信託証券の様式 (67)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項のうち「第二部 発行者情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
- h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したものとす。この場合において、当該継続開示書類を当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託証券の形態(株式、受益証券等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 外国投資信託証券の形態等

- a 株式・受益証券等の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
- b 当該届出に係る外国投資信託証券について、届出会社(会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。)の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令第1条第

13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(8) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(9) 発行(売出)価格

外国投資法人債券については、券面額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(10) 申込手数料

a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(11) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(12) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 会社設立に際し特記すべき事項がある場合には、その概要を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(13) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社

a 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社(以下この様式において「外国投資法人債管理会社等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(外国投資法人債管理会社等に支払う手数料等)を記載すること。

b 外国投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理会社等を記載すること。

c 「外国投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(14) ファンドに係る法制度の概要

会社型・契約型等の別、準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(15) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(16) ファンドの目的及び基本的性格

定款又は約款等に記載された目的及び基本的性格(株式型・債券型の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等)を記載すること。

(17) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(18) ファンドの関係法人

会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社のほか、ファンドの運営に関与する関係法人（受託会社、引受会社、投資顧問会社（投資顧問会社から運用の指図の権限を委託された者を含む。）、資産保管会社、外国投資法人債管理会社等及び販売会社をいう。以下この様式において同じ。）についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。この場合において、資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(19) 投資の基本方針

ファンドの運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

(20) 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合には、その割合を記載すること。

(21) 投資制限

- a 法令、定款又は約款等に定められたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(22) 配当（分配）方針

定款又は約款等に定められた配当（分配）方針を記載すること。

(23) 資産の評価

外国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

(24) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(25) 販売、買戻し及び保管

- a 外国投資信託証券の販売及び買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国投資信託証券1単位当たりの販売価格及び買戻し価格について、その算出方法、算出頻度、公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- d 販売及び買戻しについて、手数料の金額又は料率（逦減又は逦増する場合には、各段階ごとの金額又は料率）及びその徴収方法を記載すること。
- e 外国投資信託証券の保管に関する事項を記載すること。

(26) その他

- a ファンドの存続期間、計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）、増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b ワラント、新株引受権証書、オプションの発行についてその可否及び可能である場合はその根拠を記載すること。
- c 定款又は約款等の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(27) 開示制度の概要

ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する

開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。

(28) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) 株主（受益者等）の権利

議決権、株主総会、受益者集会等に関する権利、配当・利息受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手續について記載すること。

(30) 課税上の取扱い

配当金（分配金）、売却代金等についての課税上の取扱いについて記載すること。

(31) 為替管理上の取扱い

配当金（分配金）、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(32) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(33) 裁判管轄等

当該外国投資信託証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(34) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(35) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、当該外国投資信託証券が証券取引所に上場されている場合には、主要な証券取引所の市場相場及び当該証券取引上の名称を付記すること。

(36) 配当（分配）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、外国投資信託証券1単位当たりの配当（分配）の額を記載すること。

(37) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦内における販売数量及び買戻し数量については、内書）を記載すること。

(38) 発行会社又は管理会社の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、会社型外国投資信託証券の場合にあっては当該有価証券の発行会社、契約型外国投資信託証券の場合にあってはファンドの管理会社について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(39) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(40) 発行会社又は管理会社の目的

定款に定められた目的を記載すること。

(41) 発行会社又は管理会社の沿革

創立経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(42) 資本の額

有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における主な資本の額の増減についても併せて記載すること。

(43) 発行会社又は管理会社の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(44) 大株主の状況

有価証券届出書提出日現在における発行会社又は管理会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(45) 役員及び従業員の状況

有価証券届出書提出日現在における役員（又は発起人）の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数（又は引受予定株式数）並びに従業員の人数を記載すること。

(46) 事業の内容及び営業の概況

契約型外国投資信託証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国投資信託証券1単位当たりの額）を記載すること。

なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合は、その旨を記載し、主要なファンドについて記載すること。

(47) その他

a 発行会社又は管理会社の役員の変更についての監督官庁、受託者、株主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。

b 定款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

c 訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(48) その他の関係法人の概況

資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(49) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(50) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(51) 資本関係

届出会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(52) 役員の兼職関係

当該関係会社の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(53) ファンドの経理状況

- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類の直前に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難しいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

(54) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(55) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

(56) 投資株式明細表

- a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
- b 非上場証券及び他の外国投資信託証券については、その旨を記載すること。

(57) 株式以外の投資有価証券等明細表

- a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別、その他の有価証券の種類別及び有価証券以外の投資運用資産の種類別に区分し、銘柄ごとの銘柄の名称、数量、金額（簿価及び時価）及び投資比率を記載すること。
- b 他の外国投資信託有価証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。

(58) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せ

て評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(59) その他資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((56)、(57)又は(58)に掲げる事項)を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(60) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(61) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(62) 投資株式の主要銘柄

投資株式のうち、評価額上位30銘柄について(56)に準じて記載すること。

(63) 外国投資信託証券事務の概要

当該外国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 株主(受益者等)名簿の閉鎖の時期
- c 定時株主総会又は受益者集会等の開催時期、場所及び手続
- d 株主(受益者等)に対する特典
- e 外国投資信託証券の譲渡制限の内容
- f その他外国投資信託証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(64) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(65) 投資信託制度の概要

届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主(受益者等)の権利の差異等その概要について記載すること。

なお、当該国、州等において、投資信託に関して協会等による規制が定められている場合は、その概要を記載すること。

(66) 管理会社の経理状況

- a 契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社の最近2事業年度における財務書類について記載すること。
- b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類の直前に添付すること。
- c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第 号）別紙様式第8号中「(二)経理の状況」に準じて記載すること。

(67) 外国投資信託証券の様式

当該外国投資信託証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

名 正 帳

現 行

別紙様式第1号（第13条関係）

（略）

別紙様式第1号（第13条関係）

（略）

4. リスク相当額

4. リスク相当額

(1)- a 市場リスク相当額

（第2面）

(1)- a 市場リスク相当額

（第2面）

	ボジション			対前月増減額
	前月	未当	当月	
（略）				
轉換社債券等				
（略）				

（略）

(1)- b 市場リスク相当額（分解法又は内部管理モデル方式）

（第3面）

	ボジション			対前月増減額
	前月	未当	当月	
（略）				
轉換社債券				
（略）				

（略）

(1)- b 市場リスク相当額（分解法又は内部管理モデル方式）

（第3面）

	ボジション			対前月増減額
	前月	未当	当月	
（略）				
轉換社債券等				
（略）				

（略）

	ボジション			対前月増減額
	前月	未当	当月	
（略）				
轉換社債券				
（略）				

（略）

第五号の二様式

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名(2)

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

電 話 番 号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国資産流動化証券の名称

募集(売出)内国資産流動化証券の金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

1 社債

- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 各社債の金額
- (ホ) 発行(売出)価額の総額(5)
- (ヘ) 発行(売出)価格(6)
- (ト) 利率
- (チ) 利払日及び利息支払の方法
- (リ) 償還期限及び償還の方法
- (ヌ) 募集の方法
- (ル) 申込証拠金
- (ヲ) 申込期間及び申込取扱場所
- (ワ) 払込期日及び払込取扱場所
- (カ) 引受け等の概要(7)
- (コ) 社債管理会社又は社債の管理会社
- (ク) 登録機関に関する事項
- (ケ) その他(8)

(転換社債に関する事項)

- (ク) 転換の条件
- (ツ) 転換により発行する優先出資の内容
- (ネ) 転換請求期間

- (ナ) 転換請求の受付場所及び取次場所
- (ウ) その他
- (新優先出資引受権付社債に関する事項)
- (ム) 新優先出資引受権の内容
- (ウ) 新優先出資引受権の行使請求期間
- (ヰ) 新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所
- (ノ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項
- (オ) 代用払込みに関する事項
- (ク) その他
- 2 特定優先出資証券
- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ハ) 額面金額
- (ニ) 発行口数
- (ホ) 発行(売出)価額の総額(5)
- (ヘ) 発行(売出)価格(6)
- (ト) 優先出資の内容
- (チ) 消却・併合に関する事項
- (リ) 単位未満優先出資に関する事項
- (ヌ) 発行の条件に関する事項
- (ル) 募集の方法
- (ヲ) 申込証拠金
- (ワ) 申込期間及び申込取扱場所
- (カ) 払込期日及び払込取扱場所
- (コ) 引受け等の概要(7)
- (ク) その他(8)
- 3 コマーシャル・ペーパー
- (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ロ) 振出日及び振出地
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 発行(売出)価額の総額(5)
- (ホ) 発行(売出)価格(6)
- (ヘ) 発行限度額及び発行限度額残高
- (ト) 支払期日及び支払場所
- (チ) バックアップラインの設定
- (リ) その他(8)
- 4 売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
- 5 手取金の使途(9)

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

1 概況

- (イ) 管理資産に係る法制度の概要(10)
- (ロ) 管理資産の基本的性格(11)
- (ハ) 管理資産の沿革(12)

- (二) 管理資産の関係法人(13)
 - 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (イ) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要(14)
 - (ロ) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要(15)
 - (ハ) 管理資産を構成する資産の内容(16)
 - (ニ) 管理資産を構成する資産の回収方法(17)
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 管理資産の管理(18)
 - b 管理報酬等(19)
 - c その他(20)
 - (ロ) 信用補完等(21)
 - (ハ) 利害関係人との取引制限(22)
 - 4 証券所有者の権利(23)
 - 5 管理資産を構成する資産の状況
 - (イ) 管理資産を構成する資産の管理の概況(24)
 - (ロ) 損失及び延滞の状況(25)
 - (ハ) 収益状況の推移(26)
- 第2 管理資産の経理状況(27)

1 主な資産の内容

平成 年 月 日

- I 管理資産残高
 - 元本相当部分
 - 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2 主な損益の内容

(第 期) 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

- I 総収入
 - 管理資産の回収額
 - うち元本返済相当部分
 - 利息相当部分
 - その他の手数料収入
 - 管理資産の再譲渡に伴う収入
 - その他
- II 総費用
 - 管理報酬
 - 管理資産の維持管理費
 - 信用補完手数料
 - その他の手数料
 - 管理資産の貸倒償却額
 - うち元本相当部分
 - 利息相当部分

Ⅲ 収入金（又は損失金）（Ⅰ Ⅱ）

3 収入金（又は損失金）の処理(28)

平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）
証券所有者への償還（又は基金への積立）
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）
その他

4 監査等の概要(29)

第3 証券事務の概要(30)

第4 その他(31)

第三部 発行者及び関係法人情報

第1 発行者の状況(32)

- (イ) 発行者の概況
- (ロ) 事業の状況
- (ハ) 設備の状況
- (ニ) 経理の状況
- (ホ) その他(33)

第2 原保有者その他関係法人の概況(34)

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容(35)
- (ロ) 関係業務の概要(36)
- (ハ) 資本関係(37)
- (ニ) 経理の概況(38)
- (ホ) その他(39)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 募集（売出）内国資産流動化証券の金額

- a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

- a 記名・無記名の別等を記載すること。
- b 当該内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。以下この様式において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等）及び当該内国資産流動化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- c 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
- d 当該内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第11項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定目的借入れの内容を記載すること。
- f 契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- h 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この様式において「旧資産流動化法」という。）第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画）に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該届出書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(5) 発行（売出）価額の総額

- 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。

(8) その他

a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。

(9) 手取金の使途

発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容（例えば、管理資産の取得、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(10) 管理資産に係る法制度の概要

原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(11) 管理資産の基本的性格

当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(12) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(13) 管理資産の関係法人

原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

(14) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。

(15) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要

原保有者が管理資産を構成する資産に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。

(16) 管理資産を構成する資産の内容

a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じ

て公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

- c 管理資産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券（h の有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e 管理資産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。
- f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
- g 管理資産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産（h に掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。
- h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受託者、委託者及び信託管理人（特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産が a から g までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- i 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること

(17) 管理資産を構成する資産の回収方法

管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。

(18) 管理資産の管理

- a 原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。

- b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者（以下この様式において「証券所有者」という。）以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等（証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券（出資持分を含む。）をいう。以下この様式において同じ。）を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。
 - c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等につき回収したものに係る処理の方法（新たに管理資産に組み入れる資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持管理費等がある場合には当該経費の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等）を記載すること。
 - d 処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。
 - e その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- (19) 管理報酬等
- a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。
 - b 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。
- (20) その他
- 定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (21) 信用補完等
- 当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補完及び流動性補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- (22) 利害関係人との取引制限
- 当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。
- (23) 証券所有者の権利
- a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算方法（その積算根拠を含む。）等について記載すること。
 - b 利息又は配当受領権、償還金の受領権、当該内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用補完措置に対する権利その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。
- (24) 管理資産を構成する資産の管理の概況
- a 当該内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。
 - b 当該内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
 - c 当該内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、

上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(25) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。
- b 管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(26) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率

(27) 管理資産の経理状況

- a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を示したものであり、当該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場合には、これに準じて記載すること。また、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 最近2計算期間について記載すること。
- c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(28) 収入金（又は損失金）の処理

- a 「証券所有者への利息支払（又は基金への積立）」、「証券所有者への償還（又は基金への積立）」又は「管理資産の維持管理費（又は基金への積立）」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
- b 証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。

(29) 監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(30) 証券事務の概要

当該内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典

- c 内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
 - d その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (31) その他
- 当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (32) 発行者の状況
- 「(イ) 発行者の概況」から「(ニ) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (33) その他
- a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の重要事項について記載すること。
 - b 管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
 - c 発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (34) 原保有者その他関係法人の概況
- 原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等について記載すること。
- (35) 名称、資本の額及び事業の内容
- 資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (36) 関係業務の概要
- 管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。
- (37) 資本関係
- 他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (38) 経理の概況
- 最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。
- (39) その他
- a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
 - b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の重要事項について記載すること。
 - c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

第五号の三様式

有 価 証 券 届 出 書 (1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称(2)

印

署 名(3)

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名(4)

連絡場所

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国資産流動化証券の名称

募集(売出)外国資産流動化証券の金額

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

1 社債

(イ) 銘柄

(ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(ハ) 券面総額

(ニ) 各社債の金額

(ホ) 発行(売出)価額の総額

(ヘ) 発行(売出)価格

(ト) 利率

(チ) 利払日及び利息支払の方法

(リ) 償還期限及び償還の方法

(ヌ) 募集の方法

(ル) 申込証拠金

(ヲ) 申込期間及び申込取扱場所

(ワ) 払込期日及び払込取扱場所

(カ) 引受け等の概要

(コ) 社債管理会社又は社債の管理会社

(ク) 登録機関に関する事項

(ケ) 保管に関する事項(5)

(コ) その他

(転換社債に関する事項)

(ツ) 転換の条件

- (ネ) 転換により発行する株式の内容
 - (ナ) 転換請求期間
 - (フ) 転換請求の受付場所及び取次場所
 - (ム) その他
- (新株引受権付社債に関する事項)
- (ウ) 新株引受権の内容
 - (ヰ) 新株引受権の行使請求期間
 - (ノ) 新株引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所
 - (オ) 新株引受権の譲渡に関する事項
 - (ク) 代用払込みに関する事項
 - (ヤ) その他

2 株式

- (イ) 種類
- (ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ハ) 額面金額
- (ニ) 発行数
- (ホ) 発行(売出)価額の総額
- (ヘ) 発行(売出)価格
- (ト) 資本組入額の総額
- (チ) 資本組入額
- (リ) 株式の内容
- (ヌ) 配当の方法
- (ル) 募集の方法
- (ヲ) 申込証拠金
- (ワ) 申込期間及び申込取扱場所
- (カ) 払込期日及び払込取扱場所
- (コ) 引受け等の概要
- (ク) その他

3 コマーシャル・ペーパー

- (イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- (ロ) 振出日及び振出地
- (ハ) 券面総額
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 発行限度額及び発行限度額残高
- (ト) 支払期日及び支払場所
- (チ) バックアップラインの設定
- (リ) 保管に関する事項(5)
- (ヌ) その他

4 売出しに係る外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称

5 手取金の使途

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

1 概況

- (イ) 管理資産に係る法制度の概要
 - (ロ) 管理資産の基本的性格
 - (ハ) 管理資産の沿革(6)
 - (ニ) 管理資産の関係法人
 - 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (イ) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要
 - (ロ) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要
 - (ハ) 管理資産を構成する資産の内容
 - (ニ) 管理資産を構成する資産の回収方法
 - 3 管理及び運営の仕組み
 - (イ) 資産管理等の概要
 - a 管理資産の管理
 - b 管理報酬等
 - c その他
 - (ロ) 信用補完等
 - (ハ) 情報開示の概要(7)
 - (ニ) 利害関係人との取引制限
 - 4 証券所有者の権利行使等
 - (イ) 証券所有者の権利
 - (ロ) 証券の上場等に関する事項(8)
 - (ハ) 課税上の取扱い(9)
 - (ニ) 為替管理上の取扱い(10)
 - (ホ) 本邦における代理人(11)
 - (ハ) 裁判管轄等(12)
 - 5 管理資産を構成する資産の状況
 - (イ) 管理資産を構成する資産の管理の概況
 - (ロ) 損失及び延滞の状況
 - (ハ) 収益状況の推移
- 第2 管理資産の経理状況
- 1 主な資産の内容

平成 年 月 日

- I 管理資産残高
 - 元本相当部分
 - 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高
- 2 主な損益の内容
 - (第 期) 自 平成 年 月 日
 - 至 平成 年 月 日
 - I 総収入
 - 管理資産の回収額
 - うち元本返済相当部分
 - 利息相当部分
 - その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

II 総費用

管理報酬

管理資産の維持管理費

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

III 収入金（又は損失金）（I III）

3 収入金（又は損失金）の処理

平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる資産への再投資

証券所有者への利息支払（又は基金への積立）

証券所有者への償還（又は基金への積立）

管理資産の維持管理費（又は基金への積立）

その他

4 監査等の概要(13)

第3 証券事務の概要

第4 その他

第三部 発行者及び関係法人情報

第1 発行者の状況(14)

(イ) 設立準拠法

(ロ) 監督官庁の概要(15)

(ハ) 発行者の概況

(ニ) 事業の概況

(ホ) 営業の状況

(ヘ) 設備の状況

(ト) 経理の状況

(チ) その他

第2 原保有者その他関係法人の概況

(イ) 設立準拠法

(ロ) 監督官庁の概要

(ハ) 名称、資本の額及び事業の内容

(ニ) 関係業務の概要

(ホ) 資本関係

(ヘ) 経理の概況

(ト) その他

第四部 特別情報

外国資産流動化証券の様式(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(3) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 保管に関する事項

外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。

(6) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(7) 情報開示の概要

特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(8) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産流動化証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(9) 課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(10) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(11) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(12) 裁判管轄等

当該届出に係る外国資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(13) 監査等の概要

当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(14) 発行者の状況

「(ハ) 発行者の概況」から「(ト) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 会社の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(15) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(16) 外国資産流動化証券の様式

当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第五号の四様式

有 価 証 券 届 出 書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者名 称

代表者の役職氏名(2)

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

印

電話番号

原委託者氏名又は名称

代表者の役職氏名(2)

印

住所又は本店の所在の場所

事務連絡者

印

電話番号

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の名称

募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

第一部 証券情報

- (1) 内国資産信託流動化受益証券の形態等(4)
- (2) 発行(売出)数
- (3) 発行(売出)価額の総額(5)
- (4) 発行(売出)価格(6)
- (5) 分配金の分配時期及び場所
- (6) 募集の方法
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間及び申込取扱場所
- (9) 申込証拠金
- (10) 払込期日及び払込取扱場所
- (11) 引受け等の概要(7)
- (12) その他(8)

第二部 特定信託財産情報

第1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要(9)
- (2) 特定信託財産の基本的性格(10)
- (3) 特定信託財産の沿革(11)
- (4) 特定信託財産の関係法人(12)

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要(13)
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容(14)
- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法(15)

3 特定目的信託の仕組み

- (1) 特定目的信託の概要
 - (イ) 特定目的信託の基本的仕組み(16)
 - (ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項(17)
 - (ハ) 原委託者の義務に関する事項
 - (ニ) 信託権利等
 - (ホ) その他
- (2) 受益権(18)
- (3) 受益証券の取得者の権利

4 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (2) 損失及び延滞の状況(19)
- (3) 収益状況の推移(20)

第2 特定信託財産の経理状況(21)

- (1) 貸借対照表(22)
- (2) 損益計算書(23)
- (3) 附属明細表(24)

第3 証券事務の概要(25)

第4 その他(26)

第三部 受託者、原委託者及び関係法人の情報

第1 受託者の状況(27)

- (1) 受託者の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) その他(28)

第2 原委託者の状況(29)

(会社の場合)

- (1) 会社の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) その他(28)

(会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革

- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴

（個人の場合）

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

第3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容(30)
- (2) 関係業務の概要(31)
- (3) 資本関係(32)
- (4) 役員の兼職関係(33)
- (5) その他(34)

第四部 特別情報

内国資産信託流動化受益証券の様式(35)

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等

a 記名・無記名の別を記載すること。

b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の申込みにより格付（指

定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(8) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(9) 特定信託財産に係る法制度の概要

原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10) 特定信託財産の基本的性格

当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(11) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(12) 特定信託財産の関係法人

原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

(13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、特定信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されてい

る場合には、その内容を記載すること。

- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
 - c 特定信託財産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。
 - d 管理資産を構成する資産が有価証券（h の有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
 - e 特定信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。
 - f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
 - g 特定信託財産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産（h に掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。
 - h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受託者、委託者及び信託管理人（特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法に規定する代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産が a から g までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- (15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法
特定信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
- (16) 特定目的信託の基本的仕組み
当該内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者（特定信託財産を構

成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）をいう。）、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項

- a 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。
- b 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
- c 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(18) 受益権

資産流動化法第 169 条第 4 号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この様式において「社債的受益権」という。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成 12 年政令第 号）第 30 条第 1 号に規定する配当額の積算根拠及び同条第 4 号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。

(19) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前 5 年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。
- b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後 1 計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(20) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前 5 年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 特定信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(22) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（23）において同じ。）をも記載すること。

(23) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

(24) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(25) 証券事務の概要

当該内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(26) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(27) 受託者の状況

「(1) 受託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(28) その他

- a 受託者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡又は営業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(29) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(30) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(31) 関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(32) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(33) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(34) その他

a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡又は営業譲受その他重要事項について記載すること。

b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(35) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第五号の五様式

有 価 証 券 届 出 書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者 名 称
代表者の役職氏名(2)
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称(3)
署 名(4)
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名(5)
連絡場所
電話番号

印

原委託者 氏 名 又 は 名 称
代表者の役職氏名(2)
住所又は本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称(3)
署 名(4)
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名(5)
連絡場所
電話番号

印

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の名称

募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の金額(6)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

第一部 証券情報

- (1) 外国資産信託流動化受益証券の形態等(7)
- (2) 発行(売出)数
- (3) 発行(売出)価額の総額(8)
- (4) 発行(売出)価格(9)
- (5) 分配金の分配時期及び分配場所
- (6) 募集の方法
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間及び申込取扱場所
- (9) 申込証拠金
- (10) 払込期日及び払込取扱場所

- (11) 引受け等の概要(10)
- (12) その他(11)

第二部 特定信託財産情報

第1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産の基本的性格
- (3) 特定信託財産の沿革(12)
- (4) 特定信託財産の関係法人

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

3 特定信託財産の流動化の仕組み

- (1) 特定信託財産の流動化の概要
 - (イ) 特定信託財産の流動化の基本的仕組み
 - (ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - (ハ) 原委託者の義務に関する事項
 - (ニ) 信託権利等
 - (ホ) その他

(2) 受益権

- (3) 受益証券の取得者の権利
- (4) 情報開示の概要(13)

4 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (2) 損失及び延滞の状況
- (3) 収益状況の推移

5 財務書類(14)

- (1) 貸借対照表(15)
- (2) 損益計算書(16)
- (3) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)
- (4) 附属明細表(17)

6 証券所有者に関する事項

- (1) 証券の上場等に関する事項(18)
- (2) 課税上の取扱い(19)
- (3) 為替管理上の取扱い(20)
- (4) 本邦における代理人(21)
- (5) 裁判管轄等(22)

第2 証券事務の概要

第3 その他

第三部 受託者、原委託者及び関係法人の情報

第1 受託者の状況(23)

- (1) 受託者の概況

- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他

第2 原委託者の状況(25)

(会社の場合)

- (1) 会社の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他

(会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革
- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

第3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容
- (2) 関係業務の概要
- (3) 資本関係
- (4) 役員の兼職関係
- (5) 監督官庁の概要(24)
- (6) その他

第四部 特別情報

外国資産信託流動化受益証券の様式(26)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特

定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- h 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 外国資産信託流動化受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
- b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、届出会社の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定調査機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(8) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(9) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(10) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(11) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(12) 特定信託財産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(13) 情報開示の概要

当該外国資産信託流動化受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(14) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書をいう。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）は該当する財務書類の直前に添付すること。

b 以下の「記載上の注意」により難しいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(15) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(16) 損益計算書

a 最近2計算期間について記載すること。

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。

(17) 附属明細表

最近計算期間について記載すること。

(18) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(19) 課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(20) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(21) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(22) 裁判管轄等

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(23) 受託者の状況

「(1) 受託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(24) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(25) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(26) 外国資産信託流動化受益証券の様式

当該外国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第七号様式

有 価 証 券 報 告 書(1)
計算期間 自 平成 年 月 日
(第 期) 至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名

発 行 者 名

印

代 表 者 の 役 職 氏 名

印

本 店 の 所 在 の 場 所

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第 1 ファンドの状況

1 概況

- (イ) ファンドの目的及び基本的性格
- (ロ) ファンドの沿革
- (ハ) ファンドの関係法人

2 投資方針

- (イ) 投資の基本方針
- (ロ) 投資対象
- (ハ) 投資制限
- (ニ) 配当(分配)方法

3 管理及び運営の仕組み

- (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価
 - b 管理報酬等
 - c 販売、買戻し及び保管
 - d その他
- (ロ) 利害関係人との取引制限

4 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利行使等

- (イ) 受益者(投資主・投資法人債権者)の権利
- (ロ) 課税上の取扱い

5 運用状況

- (イ) 投資状況
- (ロ) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
- (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

第2 委託会社等又は投資法人の概況

- (イ) 委託会社等又は投資法人の目的
- (ロ) 委託会社等又は投資法人の沿革
- (ハ) 資本の額又は出資総額(5)
- (ニ) 委託会社等又は投資法人の機構
- (ホ) 大株主又は主要な投資主の状況
- (ヘ) 役員及び従業員の状況
- (ト) 事業の内容及び営業の概況
- (チ) その他(6)

第3 その他の関係法人の概況

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
- (ロ) 関係業務の概要
- (ハ) 資本関係
- (ニ) 役員の兼職関係

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (イ) 貸借対照表
- (ロ) 損益計算書
- (ハ) 附属明細表

2 ファンドの現況

- (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額 ($\frac{III}{IV}$)

- (ロ) 投資株式の主要銘柄
- (ハ) 投資不動産物件
- (ニ) その他投資資産の主要なもの

第5 委託会社等の経理状況

- (イ) 貸借対照表
- (ロ) 損益計算書
- (ハ) 利益金処分又は損失金処理

第6 参考情報(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 「第1 ファンドの状況」及び「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第5 委託会社等の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(3) 配当（分配）の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(5) 資本の額又は出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）の資本の額又は投資法人の出資総額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数又は投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口の総口数を記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第四号様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第七号の二様式

有 価 証 券 報 告 書(1)
計算期間 自 平成 年 月 日
(第 期) 至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名
発 行 者 名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称
署 名
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

印

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地
(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第 1 ファンドの状況

1 概況

- (イ) ファンドに係る法制度の概要
- (ロ) 監督官庁の概要
- (ハ) ファンドの目的及び基本的性格
- (ニ) ファンドの沿革
- (ホ) ファンドの関係会社

2 投資方針

- (イ) 投資の基本方針
- (ロ) 投資対象
- (ハ) 投資制限
- (ニ) 配当(分配)方針

3 管理及び運営の仕組み

- (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価
 - b 管理報酬等
 - c 販売、買戻し及び保管
 - d その他

(ロ) 開示制度の概要

- (ハ) 利害関係人との取引制限

4 株主(受益者等)の権利行使等

- (イ) 株主(受益者等)の権利
- (ロ) 課税上の取扱い

- (ハ) 為替管理上の取扱い
- (ニ) 本邦における代理人
- (ホ) 裁判管轄等

5 運用状況

- (イ) 投資状況
- (ロ) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
- (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

第2 発行会社又は管理会社の概況

- (イ) 設立準拠法
- (ロ) 監督官庁の概要
- (ハ) 発行会社又は管理会社の目的
- (ニ) 発行会社又は管理会社の沿革
- (ホ) 資本の額(5)
- (ハ) 発行会社又は管理会社の機構
- (ト) 大株主の状況
- (チ) 役員及び従業員の状況
- (リ) 事業の内容及び営業の概況
- (ヌ) その他(6)

第3 その他の関係会社の概況

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
- (ロ) 関係業務の概要
- (ハ) 資本関係
- (ニ) 役員の兼職関係

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (イ) 貸借対照表
- (ロ) 損益計算書
- (ハ) 投資有価証券明細表等
 - a 投資株式明細表
 - b 株式以外の投資有価証券等明細表
 - c 投資不動産の明細表
 - d その他資産の明細表
 - e 借入金明細表

2 ファンドの現況

- (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額(I - II)
- IV 発行済数量

$$V \quad 1 \text{ 単位当たり純資産額 } \left(\frac{\text{III}}{\text{IV}} \right)$$

(ロ) 投資株式の主要銘柄

第5 管理会社の経理状況

- (イ) 貸借対照表
- (ロ) 損益計算書

第6 外国投資信託証券事務の概要

第7 参考情報(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 「第1 ファンドの状況」及び「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第5 管理会社の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- i 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める計算期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(5) 資本の額

有価証券報告書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b 上記以外については、第四号の二様式の「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の二様式

有 価 証 券 報 告 書 (1)

計 算 期 間 自 平 成 年 月 日
(第 期) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

第 1 管理会社の状況

1 概況

(イ) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等(2)

(ロ) 管理資産に係る法制度の概要

(ハ) 管理資産の基本的性格

(ニ) 管理資産の沿革

(ホ) 管理資産の関係法人

2 管理資産を構成する資産の概要

(イ) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

(ロ) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要

(ハ) 管理資産を構成する資産の内容

(ニ) 管理資産を構成する資産の回収方法

3 管理及び運営の仕組み

(イ) 資産管理等の概要

a 管理資産の管理

b 管理報酬等

c その他

(ロ) 信用補完等

(ハ) 利害関係人との取引制限

4 証券所有者の権利

5 管理資産を構成する資産の状況

(イ) 管理資産を構成する資産の管理の概況

(ロ) 損失及び延滞の状況(3)

(ハ) 収益状況の推移(4)

第 2 管理資産の経理状況

1 主な資産の内容

平成 年 月 日

- I 管理資産残高
 - 元本相当部分
 - 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2 主な損益の内容

(第 期) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

- I 総収入
 - 管理資産の回収額
 - うち元本返済相当部分
 - 利息相当部分
 - その他の手数料収入
 - 管理資産の再譲渡に伴う収入
 - その他
- II 総費用
 - 管理報酬
 - 管理資産の維持管理費
 - 信用補完手数料
 - その他の手数料
 - 管理資産の貸倒償却額
 - うち元本相当部分
 - 利息相当部分

III 収入金(又は損失金)(I - II)

3 収入金(又は損失金)の処理

平成 年 月 日

- 新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
- 証券所有者への利息支払(又は基金への積立)
- 証券所有者への償還(又は基金への積立)
- 管理資産の維持管理費(又は基金への積立)
- その他

4 監査等の概要

第 3 証券事務の概要

第 4 発行者及び関係法人情報

1 発行者の状況

- (イ) 発行者の概況
- (ロ) 事業の概況
- (ハ) 営業の状況
- (ニ) 設備の状況
- (ホ) 経理の状況
- (ヘ) 企業集団等の状況

(ト) その他(5)

2 原保有者その他関係法人の概況

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

(ロ) 関係業務の概要

(ハ) 資本関係

(ニ) 経理の概況

(ホ) その他(6)

第5 参考情報(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

- a 管理資産の流動化の仕組みの概要(発行者、原保有者(管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。))をいう。以下この様式において同じ。)、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。))第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(25)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載

上の注意」(26)に準じて記載すること。

(5) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の四様式

有 価 証 券 報 告 書 (1)

計 算 期 間 自 平 成 年 月 日
(第 期) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受 託 者 名 称

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

印

電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第 1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産の基本的性格
- (3) 特定信託財産の沿革
- (4) 特定信託財産の関係法人

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

3 特定目的信託の仕組み(2)

- (1) 特定目的信託の概要
 - (イ) 特定目的信託の基本的仕組み
 - (ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - (ハ) 原委託者の義務に関する事項
 - (ニ) 信託権利等
 - (ホ) その他

(2) 受益権

(3) 受益証券の取得者の権利

4 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (2) 損失及び延滞の状況(3)
- (3) 収益状況の推移(4)

5 特定信託財産の経理状況

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 附属明細表

第2 証券事務の概要

第3 受託者、原委託者及び関係法人の情報

1 受託者の状況

- (1) 受託者の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) その他(5)

2 原委託者の状況

(会社の場合)

- (1) 会社の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) その他(6)

(会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革
- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容
- (2) 関係業務の概要
- (3) 資本関係
- (4) 役員の兼職関係
- (5) その他(6)

第4 参考情報(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断さ

れる会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「6 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 特定目的信託の仕組み

a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内）において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)及び(34)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第八号の五様式

有 価 証 券 報 告 書 (1)

計 算 期 間 自 平 成 年 月 日
(第 期) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受 託 者 名 称

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

連絡場所

電話番号

印

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

第 1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産の基本的性格
- (3) 特定信託財産の沿革
- (4) 特定信託財産の関係法人

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

3 特定信託財産の流動化の仕組み

- (1) 特定信託財産の流動化の概要
 - (イ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
 - (ロ) 原委託者の義務に関する事項
 - (ハ) 信託権利等
 - (ニ) その他

(2) 受益権

(3) 受益証券の取得者の権利

(4) 情報開示の概要

4 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (2) 損失及び延滞の状況(2)

(3) 収益状況の推移(3)

5 特定信託財産の経理状況

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)

(4) 附属明細表

6 証券所有者に関する事項

(1) 証券の上場等に関する事項

(2) 課税上の取扱い

(3) 為替管理上の取扱い

(4) 本邦における代理人

(5) 裁判管轄等

第2 証券事務の概要

第3 その他

第4 受託者、原委託者及び関係法人の情報

1 受託者の状況

(1) 受託者の概況

(2) 事業の状況

(3) 設備の状況

(4) 経理の状況

(5) その他(4)

2 原委託者の状況

(会社の場合)

(1) 会社の概況

(2) 事業の状況

(3) 設備の状況

(4) 経理の状況

(5) その他(5)

(会社以外の団体の場合)

(1) 団体の沿革

(2) 団体の目的及び事業の内容

(3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額

(4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴

(個人の場合)

(1) 生年月日

(2) 本籍地

(3) 職歴

(4) 破産の有無

3 その他関係法人の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

(2) 関係業務の概要

(3) 資本関係

- (4) 役員の兼職関係
- (5) その他(5)

第5 参考情報

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) その他

第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(5) その他

第八号の四様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

第十号様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期 中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名

印

発 行 者 名

印

代 表 者 の 役 職 氏 名

本 店 の 所 在 の 場 所

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 ファンドの運用状況

(イ) 投資状況

(ロ) 運用実績

a 純資産の推移(2)

b 配当(分配)の推移(3)

(ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

2 委託会社等又は投資法人の概況

(イ) 資本の額又は出資総額(5)

(ロ) 大株主又は主要な投資主の状況

(ハ) 役員及び従業員の状況

(ニ) 事業の内容及び営業の状況

(ホ) その他(6)

3 ファンドの経理状況(7)

(イ) 中間貸借対照表(8)

(ロ) 中間損益計算書(9)

4 委託会社等の経理状況(10)

(イ) 貸借対照表(11)

(ロ) 損益計算書(12)

(ハ) 利益金処分又は損失金処理(13)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 半期報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
 - b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
 - d 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
 - e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - f 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 純資産の推移
半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。
 - (3) 配当（分配）の推移
半期報告書提出日の直直日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。
 - (4) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直直日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。
 - (5) 資本の額又は出資総額
半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）の資本の額（投資法人の出資総額）、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数（投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数）を記載すること。
 - (6) その他
半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - (7) ファンドの経理状況
中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。
 - (8) 中間貸借対照表
当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
 - (9) 中間損益計算書
当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。

(10) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

(11) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表をも記載すること。

(12) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

ただし、(11)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書をも記載すること。

(13) 利益金処分又は損失金処理

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

第十号の二様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期 中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日 提出

フ ァ ン ド 名
発 行 者 名
代 表 者 の 役 職 氏 名
本 店 の 所 在 の 場 所
代 理 人 の 氏 名 又 は 名 称
署 名
代 理 人 の 住 所 又 は 所 在 地
事 務 連 絡 者 氏 名
連 絡 場 所
電 話 番 号

印

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)

1 ファンドの運用状況

- (イ) 投資状況
- (ロ) 運用実績
 - a 純資産の推移(2)
 - b 配当(分配)の推移(3)
- (ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

2 発行会社又は管理会社の概況

- (イ) 資本の額(5)
- (ロ) 大株主の状況
- (ハ) 役員及び従業員の状況
- (ニ) 事業の内容及び営業の状況
- (ホ) その他(6)

3 ファンドの経理状況(7)

- (イ) 資産及び負債の状況
- (ロ) 投資有価証券明細表等
 - a 投資株式明細表
 - b 株式以外の投資有価証券等明細表
 - c 投資不動産の明細表
 - d その他資産の明細表

e 借入金明細表

4 管理会社の経理の概況(8)

(イ) 資産及び負債の状況

(ロ) 損益の状況

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 半期報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
- h この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- i 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(5) 資本の額

半期報告書提出日の直近日現在の資本の額、発行会社又は管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(6) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(7) ファンドの経理状況

半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。

(8) 管理会社の経理の概況

管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」

(66)に準じて記載すること。

第十一号の二様式

半 期 報 告 書 (1)
自 平 成 年 月 日
(第 期中)
至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 管理資産を構成する資産の状況

- (イ) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等(2)
- (ロ) 管理資産を構成する資産の管理の概況
- (ハ) 損失及び延滞の状況(3)
- (ニ) 収益状況の推移(4)

2 管理資産の経理状況(5)

主な資産の内容

平成 年 月 日

I 管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

II 証券所有者への利息支払基金の残高

III 証券所有者への元本償還基金の残高

IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

3 発行者及び関係法人情報

(1) 発行者の状況(6)

- (イ) 発行者の概況
- (ロ) 事業及び営業の状況
- (ハ) 設備の状況
- (ニ) 経理の状況
- (ホ) その他(7)

(2) 原保有者その他関係法人の概況

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
- (ロ) 関係業務の概要

- (ハ) 資本関係
- (二) その他(8)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

- a 管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この様式において「旧資産流動化法」という。）第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画）に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(25)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。

(5) 管理資産の経理状況

半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理状況について第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(6) 発行者の状況

「(イ) 発行者の概況」から「(ニ) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(7) その他

半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(8) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十一号の四様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期 中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発行者

受託者 名 称

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

連絡者氏名

印

電話番号

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定目的信託の仕組み(2)
- (2) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (3) 損失及び延滞の状況(3)
- (4) 収益状況の推移(4)

2 特定信託財産の経理状況(5)

- (1) 中間貸借対照表(6)
- (2) 中間損益計算書(7)

3 受託者、原委託者及び関係法人の情報

- (1) 受託者の状況(8)
 - (イ) 受託者の概況
 - (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (ニ) 経理の状況
 - (ホ) その他(9)
- (2) 原委託者の状況(10)

(会社の場合)

- (イ) 会社の概況
- (ロ) 事業の状況
- (ハ) 設備の状況
- (ニ) 経理の状況

- (ホ) その他(11)
- (会社以外の団体の場合)
 - (イ) 団体の沿革
 - (ロ) 団体の目的及び事業の内容
 - (ハ) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
 - (ニ) 役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴
- (個人の場合)
 - (イ) 生年月日
 - (ロ) 本籍地
 - (ハ) 職歴
 - (ニ) 破産の有無
- (3) その他関係法人の概況
 - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (ロ) 関係業務の概要
 - (ハ) 資本関係
 - (ニ) 役員の兼職関係
 - (ホ) その他(11)

4 参考情報

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 特定目的信託の仕組み
 - a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
 - b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (5) 特定信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。
- (6) 中間貸借対照表

当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。

(7) 中間損益計算書

当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係るを中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）記載すること。

(8) 受託者の状況

「(イ) 受託者の概況」から「(ニ) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(9) その他

a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(10) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(イ) 原委託者の概況」から「(ニ) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(11) その他

半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十一号の五様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期 中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日 提出

発行者

受託者

名称

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

代理人の氏名又は名称

署 名

代理人の住所又は所在地

事務連絡者氏名

連絡場所

電話番号

印

半期報告書の写しを縦覧に供する場所
名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

1 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産の流動化の仕組み
- (2) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (3) 損失及び延滞の状況(2)
- (4) 収益状況の推移(3)

2 特定信託財産の経理状況

- (1) 中間貸借対照表
- (2) 中間損益計算書

3 受託者、原委託者及び関係法人の情報

- (1) 受託者の状況
 - (イ) 受託者の概況
 - (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (ニ) 経理の状況
 - (ホ) その他(4)
- (2) 原委託者の状況
(会社の場合)
 - (イ) 会社の概況

- (ロ) 事業の状況
 - (ハ) 設備の状況
 - (ニ) 経理の状況
 - (ホ) その他⁽⁵⁾
- (会社以外の団体の場合)
- (イ) 団体の沿革
 - (ロ) 団体の目的及び事業の内容
 - (ハ) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
 - (ニ) 役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴
- (個人の場合)
- (イ) 生年月日
 - (ロ) 本籍地
 - (ハ) 職歴
 - (ニ) 破産の有無
- (3) その他関係法人の概況
- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
 - (ロ) 関係業務の概要
 - (ハ) 資本関係
 - (ニ) 経理の状況
 - (ホ) その他⁽⁵⁾

4 参考情報

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

- (4) その他
第十一号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。
- (5) その他
第十一号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。